第6次 枕崎市総合振興計画

枕崎市



活力ある地場産業に支えられ

人情味あふれる 安らぎと潤いのある枕崎市を目指して

枕崎市は、昭和24年に県内で4番目、戦後初めての市として誕生以来、5次にわたって総合振興計画を策定し、全ての市民が力を合わせて市勢の発展に取り組んできました。

一方,近年の我が国は少子化問題が大きく取り沙汰されながら総人口はすでに減少局面に入り、さらに社会・経済情勢も引き続き厳しい状況から抜け出せずにいます。

本市をはじめとする地方の自治体においても同じく、かつてのきらびやかな経済浮揚を望む ことは難しい状況であり、じわじわと進行する少子化と人口減少は地域の活性化を阻害する要 因となっています。

しかし、豊かな自然環境を生かした農林水産業に根ざし確固たる地場産業を抱える本市には、 今後も着実に前進できるエネルギーと可能性があると信じています。この 10 年のうちに少し でも早く人口減少に歯止めをかけ、安定した人口を維持しながら持続可能な地域づくりの礎を 築くために、さらに市民一丸となって力を振り絞らなければなりません。

ここに平成 28 年度から平成 37 年度の 10 年間を計画期間とする第6次枕崎市総合振興計画を策定しました。

今回の計画は「すべての人々が健康で幸せに育ち・住まい・活動し・集い・憩い・交流する 環境が整ったまち」をつくるため、それぞれの場面に必要な施策を切れ目なく繋げながら「豊かな自然環境の中で過ごすことで心身の安寧を保ち、活力のある地場産業に支えられ着実に進歩することで、安定した潤いのある未来を見通せる暮らしを築いていける枕崎市」を追求していくことを基本理念として掲げ、目指すべき将来都市像を「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」と定めました。

市民一人ひとりが地域に誇りを持ち、本市の産業・自然・歴史・文化の特長を受け継ぎ、ますます発展させていくことを期待しています。

計画策定にあたっては市民アンケート、中高校生アンケート、業界ヒアリングの実施、市民と市政を語る会、総合開発協議会の開催など、様々な形で市民の皆さんのご意見を賜りながら、この計画に反映できるよう努めてきました。ご意見・ご要望をお寄せくださった市民の皆様に、心から厚く御礼を申し上げます。

平成28年4月1日

目 次

策定の	趣旨	1
1 :	総合振興計画策定の意義	1
2	計画の性格と構成・期間	1 -
基本構	想編	- 3
第1章	計画の基調	- 3
第2章	将来都市像	4
第3章	施策の大綱	5
1 :	安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり(生活環境)	- 6
2 '	快適で便利なコンパクトなまちづくり(都市基盤)	8
3 .	人と物が交流し,活力みなぎるまちづくり(産業経済)	10
4	健康ですべての人々にやさしいまちづくり (健康・福祉)	12
5	豊かな人間性と文化を育むまちづくり(教育文化)	15
6	着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり(行財政)	17
基本計	画編	19
第1章	安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり(生活環境)	19
1-1	世代に合わせた快適な住環境づくりの推進	19
1-2	きれいな水環境の整備	21
1-3	環境にやさしい潤いのある社会の実現	23
1-4	災害に強いまちづくりの推進	27
1-5	市民生活の安心・安全の確保	29
第2章	快適で便利なコンパクトなまちづくり(都市基盤)	32
2-1	社会的責任に基づく計画的な土地利用の推進	32
2-2	求心力のある市街地の形成	34
2-3	交通ネットワークの整備	35
2-4	高度な情報通信機能の整備	37
第3章	人と物が交流し,活力みなぎるまちづくり(産業経済)	39
3-1	地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興	39 -
3-2	地域に根ざした農林業の振興	44 ·
3-3	豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興	49
3-4	雇用環境と就業環境の充実	54
3-5	地域の魅力を増幅する観光の振興と地域間交流	56
第4章	健康ですべての人々にやさしいまちづくり(健康・福祉)	59
4-1	生涯を通じた健康づくりの推進	59
4-3	安定的な社会保障制度の継続 -	64

	4-4	安心して子どもを生み育てられる環境づくり	65 -
	4-5	誰もが自立した生活ができる福祉の充実	70 -
	4-6	高齢者が安心して生活できる仕組みづくり	73 -
	4-7	地域包括ケアシステム構築に向けた取組	75 -
第	5章	t 豊かな人間性と文化を育むまちづくり(教育文化)	79 -
	5-1	人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進	79 -
	5-2	豊かな人間性を育む生涯学習の推進	83 -
	5-3	豊かなスポーツライフの実現	85 -
	5-4	伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興	87 -
	5-5	多様な国際交流の推進	89 -
第	6章	む 着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり(行財政)	90 -
	6-1	協働のまちづくりの実践	90 -
	6-2	質の高い市民サービスの実現	93 -
	6-3	着実で積極的な行財政改革の推進	96 -
	6-4	生活圏の拡大に対応した広域行政の推進	99 -
参	▶ 考	f 資 料	101 -
	枕崎	新市民憲章	102 -
	枕崎i	市総合開発協議会規則	103 -
	枕崎i	f市総合開発協議会委員名簿・まちづくり委員会名簿	104 -
	枕崎i	市総合振興計画策定委員会規程	105 -
	用語	らの解説	106 -

策定の趣旨

1 総合振興計画策定の意義

本市は、平成 18 年度から平成 27 年度までを期間とした第 5 次枕崎市総合振興計画に基づき「人と物が豊かに交流し協働で築く活力創造都市」の実現に向けて、市民一丸となって努力を続けてきました。

この 10 年間は厳しい財政状況に悩まされながらも、市民の協力を得て各分野にわたり必要な事業を厳選して行いながら地域活力の保持、増大に向けての取組を行ってきたものの、平成 26 年度には「過疎地域自立促進特別措置法」に規定するいわゆる「過疎市」に指定されるなど、本市の社会経済状況は更に厳しい状況にあります。

今後の本市の行く末を考えるとき、本市の将来を支えていく若い世代の未来に思いを馳せるとともに、現在の本市を築いてきた方々に敬意を表しながら、これまでにも増してしっかりとした将来ビジョンを描かなければなりません。

今後も更に市民一丸となってまちづくりに関する同じ目標を持って努力を重ねていくために、今後10年にわたっての本市のまちづくりの指針として「第6次枕崎市総合振興計画」を 策定するものです。

2 計画の性格と構成・期間

第6次枕崎市総合振興計画の構成は、基本構想、基本計画、事業計画の三段階に分け、それぞれの役割と計画期間を次のとおり設定しました。

(1) 基本構想

基本構想は、総合振興計画の柱となるもので、10年後の本市のあるべき姿、理想像(ビジョン)を掲げたもので、都市像、計画の基調、施策の大綱で構成します。

計画期間 平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げた本市のあるべき姿、理想像(ビジョン)を実現するために実施する施策の基本的方向や施策の体系、概要を示したもので、まちづくりの具体的方向性を示したものです。

なお、我が国の社会・経済情勢の変化に的確に対応していくために、前期(5年間)・後期(5年間)の2期に分けて策定します。

前期基本計画 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間 後期基本計画 平成 33 年度から平成 37 年度までの 5 年間

(3) 事業計画

事業計画は、基本計画に掲げた施策の基本的方向や施策の体系を実現するために、前期、 後期の各基本計画の計画期間中に実施を予定する主な事業を掲載した計画です。

なお、計画期間は前期(5年間)・後期(5年間)の2期に分けて策定しますが、我が国の社会・経済情勢の変化等への対応、本市の財政状況等を踏まえた柔軟な行政対応を行うために、毎年度、見直しを予定しています。

前期事業計画 平成28年度から平成32年度までの5年間後期事業計画 平成33年度から平成37年度までの5年間

基本構想編

第1章 計画の基調

我が国の人口はすでに減少局面に入っており、社会・経済情勢もかつてのような飛躍的な 伸長を望むことは難しい状況です。

このような中,本市はこの 10 年のうちに少しでも早く人口減少に歯止めをかけ,安定した 人口を維持しながら、持続可能な地域づくりの礎を築いていく必要があります。

そこに住む人々が健康で幸福を感じて日々を過ごすことができれば、まち全体が魅力的で活力のある輝いたものになり、魅力的で活力のあるまちには人々が集まり定着します。

どのようにすれば**すべての人々が健康で幸せに育ち・住まい・活動し・集い・憩い・交流 する環境が整ったまち**をつくることができるのか、それぞれの場面に必要な施策を考え、その施策を切れ目なく繋げていかなくてはなりません。

第6次枕崎市総合振興計画は、かつてのように物質面・経済面で飛躍的に伸長することがなくても、**豊かな自然環境の中で過ごすことで心身の安寧を保ち、活力のある地場産業に支えられ着実に進歩することで、安定した潤いのある未来を見通せる暮らしを築いていける枕崎市**を追及していくことを基本理念とします。

もちろん国内の社会的・経済的要因を考慮しながら本市の特長を活かす施策を織り込むとともに、地理的・自然的・歴史的背景についても再度認識を深めた上で、これらを活かした施策も市民の協力を得ながら展開していきます。

施策や事業の選定に当たっては、市民の声を十分に踏まえて市民サービスの向上を目指し 最少の経費で最大の効果が得られるよう効率的かつ重点的な行財政の運営を図ります。

本計画を進めるに当たり、本市の主体性を確保することは勿論ですが、国、県及び関係団体等の計画との整合性に留意するとともに、近隣市町村との連携も図りながら施策の展開を行っていきます。

第2章 将来都市像

本市は、過去いずれの10年も農林水産業を基盤とし、地元の農林水産物を原料として製造加工・販売する地場産業を活力の源泉として発展してきました。

今日、本市の農林水産業や地場産業を取り巻く状況は、我が国の人口減少を起因とする消費の縮小が見込まれるなどの国内環境に加え、TPPにみられる貿易障壁の撤廃などによる国際競争の激化など、非常に厳しさを増すことが予想されるものの、今後の10年も農林水産業と地場産業が市勢牽引のエンジンとなることに変わりはありません。

本市の基盤である農林水産業,活力の源泉である地場産業の進展を図ることで,本市の将来を支える次世代の市民が,安定した未来の暮らしを見通せるまちにしていかなければなりません。

また、これまで本市の繁栄を支えてきた世代には、世代(命)を繋ぐ使命を果たした安心感を感じ、豊かなまちという財産を残す満足感を感じながら、若い世代とともに過ごすことで心身の安寧を保っていただけるように努めなければなりません。

幸い、本市は豊かな自然環境に恵まれており、その自然環境の中で次世代を担う若い市民とこれまで本市の繁栄を支えてきた市民がともに協働することで、安らぎと潤いのある暮らしを築いていける仕組みをつくる礎の10年を目指します。

そこで、第6次総合振興計画では次の将来都市像を掲げ、市民が一丸となってその実現に 取り組みます。

「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」

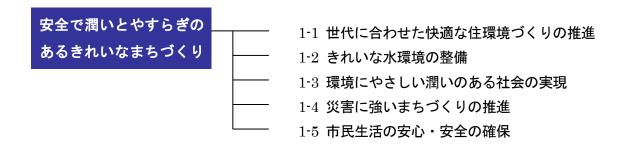
また、政策課題ごとに次の目標を掲げ、将来都市像の達成に取り組みます。

- 1 安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり(生活環境)
- 2 快適で便利なコンパクトなまちづくり(都市基盤)
- 3 人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり(産業経済)
- 4 健康ですべての人々にやさしいまちづくり(健康・福祉)
- 5 豊かな人間性と文化を育むまちづくり(教育文化)
- 6 着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり(行財政)

第3章 施策の大綱

安全で潤いとやすらぎの 1-1 世代に合わせた快適な住環境づくりの推進 あるきれいなまちづくり 1-2 きれいな水環境の整備 1-3 環境にやさしい潤いのある社会の実現 1-4 災害に強いまちづくりの推進 1-5 市民生活の安心・安全の確保 快 適 で 便 利 な 2-1 社会的責任に基づく計画的な土地利用の推進 コンパクトなまちづくり 2-2 求心力のある市街地の形成 2-3 交通ネットワークの整備 2-4 高度な情報通信機能の整備 人と物が交流し、活力 3-1 地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興 みなぎるまちづくり 3-2 地域に根ざした農林業の振興 3-3 豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興 3-4 雇用環境と就業環境の充実 3-5 地域の魅力を増幅する観光の振興と地域間交流 健康ですべての人々に 4-1 生涯を通じた健康づくりの推進 やさしいまちづくり 4-2 質の高い医療サービスの充実 4-3 安定的な社会保障制度の継続 4-4 安心して子どもを生み育てられる環境づくり 4-5 誰もが自立した生活ができる福祉の充実 4-6 高齢者が安心して生活できる仕組みづくり 4-7 地域包括ケアシステム構築に向けた取組 豊かな人間性と文化 5-1 人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進 を育むまちづくり 5-2 豊かな人間性を育む生涯学習の推進 5-3 豊かなスポーツライフの実現 5-4 伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興 5-5 多様な国際交流の推進 着実な歩みを進める連携 6-1 協働のまちづくりの実践 と協働のまちづくり 6-2 質の高い市民サービスの実現 6-3 着実で積極的な行財政改革の推進 6-4 生活圏の拡大に対応した広域行政の推進

1 安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり(生活環境)



1-1 世代に合わせた快適な住環境づくりの推進

若年単身者,若年夫婦世帯,子育て世帯,高齢夫婦世帯,高齢単身者世帯など,それぞれの世代の状況により必要となる住宅事情を適切にとらえた住宅供給や改善が図られるよう総合的な調整を行います。

公営住宅は、本市の将来人口推計を踏まえた適切な供給戸数を確保します。

空き家対策は、周囲の市民に迷惑となる空き家、まちの景観を害する空き家に対し法令 及び条例に基づく適切な対処を行い、利用可能な空き家はその利活用を促します。

市民の健全な憩いの場,子育ての場として,市民の参画を得ながら身近な緑地・公園の 地域の特性を生かした再整備を検討するとともに市街地の緑化に取り組み,潤いと安らぎ のあるまちづくりを行います。

また、高齢者をはじめとする市民の健康促進に資する公園・グラウンドの整備を検討します。

1-2 きれいな水環境の整備

上水道は、安全で良質な水を安定的に供給するため、水源の確保、水質の保全に努めながら、水道施設の整備や効率的な維持管理を行います。

下水道は、年次計画に沿った施設整備を進めながら老朽化した施設の維持管理及び更新を行い、下水道区域外の住宅については、浄化槽の普及に努めます。

1-3 環境にやさしい潤いのある社会の実現

人の活動に伴い消費される資源を大切にする運動を広め循環型社会の形成を目指し、やむなく排出されるごみについても自然環境に負荷をかけることなく処理できるよう広域連携の観点も交えながら市民の利便性確保を主体に考え、分別収集の徹底や産業廃棄物適正処理の理解を深めることでごみの減量化を実現し、処理体制、収集体制の充実にも努めます。

工場、事業所から排出される産業廃棄物の適正な処理については、事業者としての社会的責任を再度認識してもらう啓発活動に努めます。

また、事業活動に伴う排出水等を原因とする悪臭対策、海岸汚染については、監視体制の強化を図るとともに事業者責任を明確にしながらその発生防止に努め、万一、発生した場合においては、事業者の責任の元で適正な処置が行われるよう指導します。

市営墓地については、墓石はあるものの管理が放棄された墓地やすでに墓石が撤去された空き地の有効利用を検討します。

集落が設置している墓地についても同様の整備が進められるよう検討、協力を行います。 恵まれた自然環境と自然が生み出す本市の景観は、後世に引き継がなければならない最 も大切な宝です。本市の自然環境とこれまで培ってきた街並みや風物等、本市の景観の特 長を今一度見直し、修復すべきものは修復して次代に引き継ぎ、本市に定住する人々が心 身の潤いを保てるまちづくりを目指します。

1-4 災害に強いまちづくりの推進

風水害や地震などの自然災害をはじめ、あらゆる災害から市民の生命、財産を守るための危機管理体制の確立を図ります。

水害が予想される箇所の総点検及びその対策を実施するとともに,河川改修や山地及び 農地の防災対策等を実施し,災害に強いまちづくりを推進します。

また、災害の発生時に被害を最小限に抑えられるよう、市民や事業者など多様な主体と協働しながら、地域防災計画に基づいて、防災体制の充実を図るとともに、災害時の情報 伝達体制や避難対策の強化に取り組み、安心して生活できるまちづくりを進めます。

1-5 市民生活の安心・安全の確保

高齢者が関係する交通事故の多発化、また犯罪の多様化や低年齢化が進行している中で、 日常生活の安心や安全を確保するための対策を強化します。

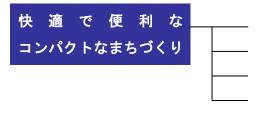
安全で快適な地域社会を実現するために、関係機関・団体、地域社会と連携して犯罪や 交通事故の少ない安全な都市を目指し、防犯対策や交通安全対策を推進します。

近年被害が多発する特殊詐欺対策や消費者トラブルについては、未然防止意識の啓発に 努め、自主的に判断できる自立した消費者の育成に努めます。

また、多様化する救急需要に対応するため、これまで以上に高度な救急体制の確立に努めるとともに、消防団や消防設備・装備の充実等を進め、必要な消防力の確保と一層の強化に努めます。

さらに、枕崎ヘリポートを拠点基地とする鹿児島県防災ヘリコプターとの連携を図ります。

2 快適で便利なコンパクトなまちづくり(都市基盤)



- 2-1 社会的責任に基づく計画的な土地利用の推進
- 2-2 求心力のある市街地の形成
- 2-3 交通ネットワークの整備
- 2-4 高度な情報通信機能の整備

2-1 社会的責任に基づく計画的な土地利用の推進

土地は市民のための限られた資源であり、これを所有、利用するときは各法令等を遵守 し、地域や近隣の土地所有者との調和に心がけながら、自然環境の保全を図りつつ本市の 特性や課題に対応する望ましい土地利用がなされ、また、その所有、利用が終了した時は、 すみやかに社会に還元されるよう啓発を行います。

市内に散在する空き地については、その有効な利活用を促し、放置されている空き地については、所有者に適正な管理を求めていきます。

また、地図情報システムの充実を図り、将来にわたる土地の適正管理に努めます。

2-2 求心力のある市街地の形成

市街地は、市の中心として市民が集い、楽しみ、憩える空間として、また、来訪者からは、市民の活力やまちの潤いを表現する街並みとなるように様々な機能の効率的な再配置を検討し、市民のやさしさやもてなしの心、また、本市特有の文化の薫りを感じられるものとなるように整備を進めます。

また、市街地の中心にある枕崎駅及び駅前広場は、日本本土最南端にある本市の特長を発信する起点として、更に市民に有効活用してもらえる施策を検討します。

2-3 交通ネットワークの整備

本市の主要道路網である国道3線は、本市社会・経済活動の大動脈の役割を果たしていることから、引き続き、県都及び他市への所要時間短縮、交通の安全、道路及び道路周辺景観の確保が図られるよう関係機関に強く働きかけ、快適な道路環境が確保されるよう努めます。

また,生活道路については,安全性,快適性,利便性の確保を図りながら,市民の協力 を得て計画的な整備と効率的かつ利用しやすい管理に取り組みます。

生活路線バスやJR指宿枕崎線については、関係機関・団体と連携しながら利用促進の 取組を進め、現在の路線・便数が減少しないよう運行会社に強く要請していきます。

枕崎ヘリポートは引き続き鹿児島県防災ヘリコプターの運航基地としての機能を維持し、 併せて本市の高速交通機関の基盤機能を確保します。 枕崎漁港については、特定第三種漁港としての機能に加えて国際コンテナ貨物の受入れ、 積み出しが可能な商港機能の付加を目指して調査研究を続けます。

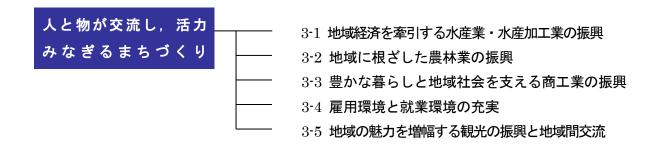
2-4 高度な情報通信機能の整備

ネットワーク化が急速に進展する社会・経済状況の中で、本市が地理的な制約を受けることなく市民が望んだ情報基盤・環境が整い、更に高度化していくよう必要な基盤整備を各関係先に強く要請するとともに、情報発信機能の整備には市民と協働した取組を進めます。

行政事務においては、保健・医療・福祉・生涯学習・防災など、市民生活の様々な分野で活用できる情報システムを整備し、効率的で高度な事務の実現に努めます。

また、情報を主体的に活用できるように、情報技術に対する市民の能力向上に向けた施策を推進します。

3 人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり(産業経済)



3-1 地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興

本市の水産業の持続的な発展を図るため、新しい国際漁業秩序に対応した漁業外交の推進、地元船の水揚げ増大対策や経営安定対策、後継者対策等を進め、魅力ある水産業の確立を目指します。

沿岸漁業については、海洋環境の整備に努めるとともに、生産性の高い漁場の造成を進めながら、資源管理型漁業を推進し、収益性を高める施策を展開します。

枕崎漁港は、全国的に重要な遠洋漁業及び沖合漁業の拠点漁港として、また水産物輸出入拠点漁港として、海外まき網船や大中型まき網船等の外来船や輸入船の誘致を更に推進するとともに、流通加工施設の整備など漁港機能の高度化を計画的に進めます。さらに特定第三種漁港としての機能に加えて国際コンテナ貨物の受入れ、積み出しが可能な機能の付加を目指して調査研究を続けます。

水産加工業については、作業の効率化、省力化、機械化等を促進し、後継者対策、外国 人研修生の受入れ、公害対策などの施策を、経営の安定化に努めながら官民一体となって 推進します。

また、水産加工の高度化に向けた支援策の充実を図るとともに、海外を見据えた新しい 流通経路の開発や衛生管理の徹底など、消費者ニーズに対応した水産物、水産加工品の流 通加工体制を確立します。

一方,消費者に信頼される水産物及び水産加工品の提供と輸出を見据え、安全性の確保や既存商品の高付加価値化、差別化戦略を推進するとともに、より品質の高い水産物や水産加工品の開発に関する施策を展開します。

3-2 地域に根ざした農林業の振興

農産物の市場開放や農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題に対応するため関係機関と連携し、担い手への農地集積や規模拡大を進め、消費者ニーズに対応した農畜産物の生産拡大、ブランド化や流通体制の確立を図るとともに、安心・安全な農畜産物の生産を推進し、高品質で生産性の高い農林業の確立に取り組み、農業生産基盤の整備に努めます。

また、地産地消や食農教育、6次産業化等の推進とともに、地域の持つ魅力ある資源を活かした都市と農村の交流を通じ、消費者動向の把握や販路の拡大に努める等、地域内外への流通の仕組みづくりに努めます。

さらに、共生・協働の農村づくり運動の展開などを通じて、魅力ある農村社会の形成に 努めるとともに、農地や森林が有する防災や環境保全機能を重視し、自然環境と調和した 農山村空間の整備を進め、「攻めの農林業」「美しく活力ある農村」の実現に取り組みます。

3-3 豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興

中心市街地については、人々を引きつける魅力のある商業機能の再構築による市街地の 再整備と併せて、快適な買い物空間の創出を図るとともに、都市型サービス業をはじめと する魅力ある商業ゾーンの整備を図り、集客力の向上に努めます。

また、地元事業所の経営基盤強化など、地元商工業近代化への取組を支援します。

焼酎製造業をはじめとした鉱工業については、設備の近代化や生産技術の高度化などを促進するとともに、官民一体となって原料確保対策や産学官金連携の推進、販売促進活動の実施などを進めます。

さらに、産業構造の多様化と雇用の増大を図るため、関係機関との連携を深めながら、 新産業や新事業の創出を促す企業誘致を積極的に推進するとともに、質の高い安定した雇 用の場の創出に努めます。

3-4 雇用環境と就業環境の充実

若年層の定着や生きがいの持てる地域社会を形成するため、多様な就業機会の創出や新規の雇用につながる支援体制の充実に努めるとともに、若年者や女性、移住希望者等の雇用促進に努め、勤労者が生きがいをもって働くことのできる魅力ある雇用の場の確保に努めます。また、すべての勤労者が安心して働くことができるよう、労働条件の改善や福利厚生の充実に努めるとともに、個性と能力を発揮できる労働環境づくりを促進します。

3-5 地域の魅力を増幅する観光の振興と地域間交流

近年の観光は、人々の価値観の多様化や余暇時間の増大などにより、見る観光から体験・参加型及び滞在型の観光へと変化していることから、海をはじめ風光明媚な自然、歴史、 伝統など魅力ある観光資源を生かしつつ、滞在・周遊型リゾート地域の形成を図るととも に、近隣市町等と連携しながら、広域観光ルートの形成を進めます。

本市特有の海の幸、山の幸を素材とした食の観光開発や地域産業と連携した個性的な産業観光の振興を図ります。

第一次・二次産業や芸術文化、スポーツなどの体験素材の活用と各関係団体との連携を 深め、より多くの観光客・交流客が訪れる体験・滞在型の観光振興を展開します。

これらの取組によって、「食と体験の観光地」の形成を目指します。

また、各種イベントの開催や観光PR活動等についても積極的に推進します。

4 健康ですべての人々にやさしいまちづくり(健康・福祉)



4-1 生涯を通じた健康づくりの推進

健康は豊かな市民生活の基本です。

子どもから高齢者まですべての市民が健康に過ごせる社会づくりを目指し、市民一人ひとりが自らの健康に対する意識を高め、市民が主体的に健康づくりに取り組めるように、 地域における日常的な健康づくりの場の提供に努めます。

また、保健事業については、健診等の受診を促進するとともに、健診結果を活用した個別指導の充実を図り、市民の健康づくりに貢献できる効果の高い保健事業を推進します。

4-2 質の高い医療サービスの充実

高齢化が進む中で、今後ますます医療費の増大が見込まれることから、病気やケガの予防、早期発見・早期治療に向けた取組に努めます。

地域医療については、まず市民の初期診療の重要性に対する意識を高め、すべての市民 がかかりつけ医等を確保するように努めます。

市立病院は、社会環境の変化に対応した診療科目や診療体制の充実、進歩する医療技術に対応できる施設・設備を備えた病院づくりを進めながら、健全で安定した経営に努めます。

救急医療は、医療機関と連携しながら救急医療・休日診療体制を確立しており、救急搬送体制についても市民が安心して暮らせるよう充実を図って行きます。

4-3 安定的な社会保障制度の継続

国民健康保険制度については、国の制度改正などを見極めながら、市民が社会保障サービスを受けられるよう健全な運営を図ります。

国民年金については、制度に対する市民の理解を深めるための啓発活動と相談業務を充実します。

4-4 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

少子高齢化・人口減少が大きな課題となる中、不安なく子どもを生み育てていく環境を 作る施策を強力に推し進めます。

子育て世代に対しては、更に一人でも多くの子どもたちを安心して生み育ててもらうための施策の充実を図るとともに、次代を担う若い世代への教育、啓発にも努めます。

保育サービスの提供については、多様化している家族の形態に柔軟に対応するとともに、 出産から子育で期への自然な移行を促し、多様化している生活スタイルに合ったものとな るよう努めます。

地域で子育てを支える制度を充実することにより、誰もが安心して出産から子育てを行える施策を推進します。

4-5 誰もが自立した生活ができる福祉の充実

これからの福祉は、年齢や障害の有無などに関係なくすべての市民が住み慣れた地域で 自立して暮らしていくノーマライゼーションという考え方が重要になっていることから、 障害者等の自立を支えていく社会づくりに取り組みます。

福祉サービスについては、関係する団体や民生委員等と緊密な連携を取りながら、障害者や母子・父子家庭等の実態を的確に把握し、必要な人が必要な支援を受けられるようにします。

特に、障害者福祉については、難病者等が法に基づく障害福祉サービス給付の対象となるなど制度の大きな変更が行われていることから、今後、市民への十分な周知に努めます。

また、障害者のすべてのライフステージにわたって日常生活・社会生活を支援していく ため、障害を差別することや権利を侵害することなくすべての住民が対等な立場で住み慣れた地域で共に生活し社会参加できる共生社会を目指します。

さらに、ボランティア団体やNPO等の育成などを通じて、地域で支え合う仕組みづくりを進め、自立を支援します。

併せて、地域環境については、公共施設や公共性の高い施設を中心にバリアフリー化を 積極的に進め、すべての人が住みやすい地域社会の形成を図ります。

4-6 高齢者が安心して生活できる仕組みづくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることが、高齢者自身にとっても社会全体にとっても極めて重要であることから、健康長寿を基本とする社会づくりに取り組みます。

高齢者の多くが仕事を生きがいと感じていることから、シルバー人材センターの充実や 第一次産業での就業継続支援などに取り組むとともに、高齢者が培ってきた知識や能力を、 教育や福祉、地域活動等の様々な分野で発揮できるような仕組みづくりを進め、高齢者が 活躍できる社会づくりを推進します。

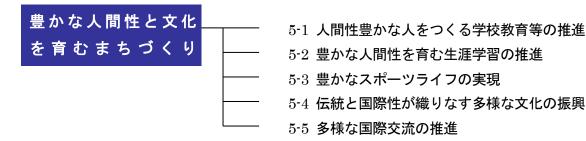
高齢者の生活面においては、住宅や食生活等の生活支援が必要な高齢者に対してはこれらの施策を充実し、併せて地域による高齢者への見守りや介護予防の取組を強化することにより、高齢者が健康で自立した生活を維持できるように支援します。

4-7 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

少子高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者や認知症高齢者の増加が予測されることから、介護・予防・医療・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供され、地域の支援や支え合いなどの地域資源を活用しながら、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる仕組みづくりに取り組みます。

併せて、本市の保健・医療・福祉の課題を解決し、すべての市民が健康で長生きできる ための施策を有機的に展開できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

5 豊かな人間性と文化を育むまちづくり(教育文化)



5-1 人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進

幼児教育については、保護者や小学校との連携を図りながら、教育内容や教育環境を充実し、学ぶことに対する関心や集団社会への協調性などの醸成に努め、義務教育に向けた 基礎づくりを進めます。

義務教育は、基礎学力の低下や学級がうまく機能しない状況、安全対策といった全国的な課題に対応するため、確かな学力と豊かな人間性の育成を基本に、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少などの問題に対しては、小中一貫教育の継続など発達段階に応じた教育を推進します。

また、国際理解教育や情報教育など、社会経済環境の変化に対応した教育を充実する一方で、食育や郷土学習など、地域性を生かした教育を推進するとともに、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを進め、小・中連携を意識した教育を推し進めます。

教育環境については、施設の計画的な改修や学習機器の充実など学習環境の整備充実と 併せ、学校の安全対策を強化し、安心して楽しく学べる環境づくりを進めます。

また、学校開放や学校運営への参加などを積極的に進めながら、学校、保護者、地域が 連携し、一体となった学校づくりを推進します。

高等学校については、総合学科及び専門系高等学校という2校の特色を生かした魅力ある学校づくりに協力するとともに、さらに両校の振興に協力しながら、小・中学校や地域社会との連携を強化し、市民の学習機会の拡充や地域活性化を支援します。

5-2 豊かな人間性を育む生涯学習の推進

情報化や国際化等に加え、自由時間の増大や高齢化の進行などの社会経済環境の変化を背景に多様化・高度化する市民の学習ニーズの高まりに対して、学習機会や学習分野の拡充、生涯学習施設の整備充実、学習成果を活用できる環境づくりなど、「いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習体制を確立します。

また、豊かな体験活動の機会の充実や家庭教育への支援などに積極的に取り組むとともに、地域の連帯感や教育力を高め、心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

5-3 豊かなスポーツライフの実現

生涯スポーツ振興の柱として、幅広い世代の人が参加できるコミュニティスポーツクラブを支援することにより、市民の健康づくりと余暇の充実を図ります。

また、社会体育施設等の計画的な整備や学校体育施設の有効活用など、できるだけ身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを進めると同時に、指導者の育成や民間事業者との連携を図りながら、市民のニーズに合ったスポーツに親しめるような体制づくりを進めます。

5-4 伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興

伝統文化については、既存の施設を利用した歴史民俗資料等や史跡等の活用など、保存・継承のための拠点整備を検討するとともに、活動団体に対する支援や無形文化財のデジタル化などのソフト面での対応を充実することにより、適切な継承・保存と学校教育や生涯学習等への効果的な活用を図ります。

市民の芸術文化活動については、文化団体や市民グループの主体的な活動を支えるとともに、市民が優れた芸術に接する機会を拡充し、多くの市民が多様な芸術文化に触れ、参加できる施策を充実します。

芸術文化の拠点である南溟館については、国際芸術賞展に向けた施設の改修や芸術の森整備を検討し、市内外の人が文化を通じて交流できる南薩の芸術文化の拠点としての整備を進めます。

5-5 多様な国際交流の推進

市民の幅広い国際交流事業を支援するとともに、外国人労働者の増加など、産業面での諸外国との結びつきも強くなってきていることから、在留外国人等に対する語学習得への支援や相談体制を充実させるなど、外国人が暮らしやすい環境づくりを進めることにより、市民に対しても国際社会を身近に体験、理解できる地域づくりを進めます。

6 着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり(行財政)

着実な歩みを進める連携 _ と 協 働 の ま ち づ く り

- 6-1 協働のまちづくりの実践
- 6-2 質の高い市民サービスの実現
- 6-3 着実で積極的な行財政改革の推進
- 6-4 生活圏の拡大に対応した広域行政の推進

6-1 協働のまちづくりの実践

市民ニーズにきめ細かくこたえ多くの市民の声をまちづくりに反映させるため、情報公開、広報広聴活動の充実を図るとともに、市民と行政の相互の役割と責任を明確にしながら積極的に市民が市政運営に参画できる仕組みづくりを進め、市民と行政との協働による地域づくり計画の推進に努めます。

市民自ら地域をつくり育てる活動を重視し、市民自らが行う地域のまちづくりビジョンの策定を進めるとともに、これらの地域づくり活動が活発に展開されるような仕組みづくりを進めることで、コミュニティの充実を図ります。

また、男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、職場、地域において男女平等の 意識づくりを進めるとともに、市政運営の様々な場面において、率先して女性の登用を図 ります。

6-2 質の高い市民サービスの実現

多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民の満足度を重視する市民志向の行政を確立するために、行政の各分野で社会保障・税番号(マイナンバー)を最大限活用することや、ワンストップサービスの推進・窓口等のサービス時間の弾力化など、市民の立場に立った利用しやすいサービスを提供する取組を進めながら、個人情報保護に十分留意しつ、窓口等でプライバシーに配慮した取組も進めます。

また、質の高い行政サービスの提供を図るために、職員一人ひとりの意識改革、資質向上や政策形成能力の向上に努めます。

さらに、ICTを積極的に活用することや自治体クラウドの取組を進めることにより、 行政事務の効率化、市民への行政情報提供、情報セキュリティの対策も強化しながら、電 子自治体の推進に努めます。

6-3 着実で積極的な行財政改革の推進

厳しい行財政事情の中で、限られた行政資源をより効率的・効果的に活用し、必要な行政サービスを提供していくため、「枕崎市行政改革大綱」の趣旨を踏まえた行財政改革に取り組み、簡素にして効率的な行政運営の実現を目指します。

「民間にできることは民間に」を基本に、各施設やすべての事務事業等について、行政 責任の確保や住民サービスの維持向上に配慮しつつ、民間委託等により実施することが効 率的・効果的なものについては、積極的に推進します。

また, 地方分権や多様化・高度化する行政需要等に対応するため, 職員一人ひとりの意識改革と総合的な人材育成を通した職員の資質向上, 能力向上に努めます。

6-4 生活圏の拡大に対応した広域行政の推進

広域行政については、南薩広域市町村圏を基本に周辺市との連携を強化し、事務の共同 処理や施設の共同利用・政策連携を推進し、効果的・効率的な広域行政を展開します。

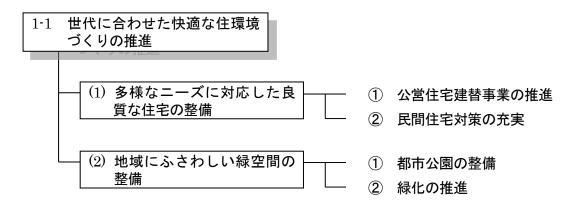
また産業、文化、福祉、交通など幅広い分野の連携を進め、多様な主体の協働により魅力ある広域生活圏づくりを進めます。

基本計画編

第 1 章 安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり (生活環境)

1-1 世代に合わせた快適な住環境づくりの推進

〔施策の体系〕



(1) 多様なニーズに対応した良質な住宅の整備

〔基本的方向〕

住宅については、高齢者をはじめとする多様な市民ニーズに対応した計画的な整備や長寿命化を進めていくとともに、地域の実情にあった公営住宅の供給等に努めます。

移住希望者等に対するお試し居住用住宅の確保にも取り組みます。

また、市内に点在する空き家住宅対策として、移住希望者に対する空き家バンク制度や リフォームへの補助など、市街地の再生・にぎわい創出のため良質な住宅の供給等に努め ます。

〔施策の概要〕

① 公営住宅建替事業の推進

- 公営住宅の建替えに当たっては、高齢者・障害者世帯向け住宅や子育て世帯向け住宅など、少子・高齢社会にも対応した多様なタイプの住宅の供給を推進します。
- 老朽化した木造住宅や狭あいな住宅については建替を推進し、耐用年数のある住宅 については、長寿命化や居住水準の向上を図っていきます。
- UIJターン者等の受皿としての住宅や、多様化する住宅需要に対応する住宅建設計画と、収入基準の緩和された住宅の整備に努めます。

② 民間住宅対策の充実

● 市街地の空洞化に対応し、街中居住を進めるための空き家・空き地情報を広く情報 発信するなど、街中居住の推進施策を検討します。

- 持ち家取得の推進を図るために幅広い情報の提供に努めます。
- 空き家バンクを創設することにより、移住希望者に対する空き地・空き屋情報をホームページ等で情報発信し、移住促進を図ります。
- 移住希望者等に対する数日間の居住体験ツアー等を実施するとともに、空き家探し や改修・補修の間など、移住した後の一定期間に居住できる定住支援用住宅につい ても整備します。
- 移住者が居住環境を高めるためにリフォームに係る費用の一部を助成する制度を 検討します。
- 若年者の継続的な居住を促進するために、三世代居住・近居を促進します。

(2) 地域にふさわしい緑空間の整備

〔基本的方向〕

豊かな自然や歴史に培われた文化的な風土の中で、ゆとりや潤いを感じながら生活することができるよう、また市民のレクリエーションや憩いの場、健康と体力づくりの場として快適に利用できるように、総合的な緑の施策を推進します。

都市公園の整備に当たっては、人々の憩いの場として利用できるように長寿命化等の整備充実を図るとともに、グラウンドゴルフ施設等の整備検討や植栽等の適切な管理を行います。

また、公園や公共施設用地、沿道等についても、自然環境に配慮しながら、緑化推進に 努めるとともに、適切な植栽管理を行います。

さらに、市民・行政等が協働する多様な取組を通じて、都市の緑化と公園の整備・管理 を生活に身近なものとして推進します。

〔施策の概要〕

① 都市公園の整備

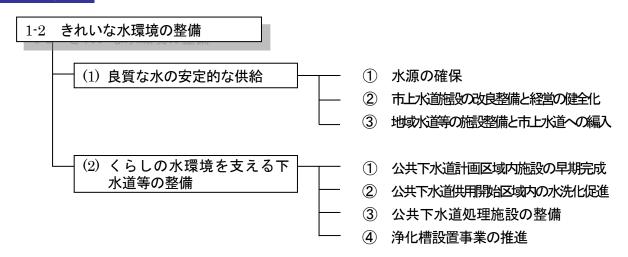
- 市内に点在する各公園施設の整備については、公園施設長寿命化計画を基に、老朽 化施設の改修・改築及び遊具の更新を行い、機能充実を図るとともに、市民参画の もと適切な管理を行います。
- 市民生活により身近である公園については、地域における生活状況の変化に対応した機能転換を進めるとともに、改良に当たっては、地域住民との協働による公園づくりを進めます。

② 緑化の推進

- 公園・広場・公共施設用地等や街路樹の植栽管理を行い、市街地の緑化対策を推進 します。
- 河川などの整備にあっては、自然の生態系に配慮した工法の採用などにより生態系の維持に努め、また自然学習の場としても活用します。
- 広報活動や各種イベント、学習活動等の実施により、緑化の普及・広報に努めるとともに、市民・行政等が協働する具体的な緑化活動の推進に取り組みます。

1-2 きれいな水環境の整備

〔施策の体系〕



(1) 良質な水の安定的な供給

〔基本的方向〕

市民に生活用水等に対する不安感を与えないよう、将来の水需要の推移を的確に把握しつつ、安全で良質な水源の確保に努めます。

市上水道については、長期的展望に立ち、計画的な施設の整備及び老朽化した施設の更新を図り、漏水防止等の適切な対策を積極的に進め、有収率の向上と効率的な運営を目指します。

一方, 市上水道の供給が困難な地域については、実態を把握する中で、水資源の確保と 施設の整備を援助し、水質悪化などの生活用水に対する市民の不安解消に努めます。

また、供給が可能な地域水道等については、市上水道への編入など適切な対策を講じていきます。

〔施策の概要〕

① 水源の確保

- 水の安定供給を図るため、水需要に対応した安全で良質な水資源の確保に努めると ともに、水の重要性と節水意識の高揚に努め、水資源の有効利用を図ります。
- 取水源である河川・地下水の水質保全を図り、水質の汚染防止対策に努めます。

② 市上水道施設の改良整備と経営の健全化

- 老朽化が進む施設や老朽管の更新事業を計画的に推進し、施設の効率的な運用を図ります。
- 水道事業の行財政改革による効率的な運営を進めるとともに、安定的な経営の確立 を図り、より一層の経営改善に努めます。

③ 地域水道等の施設整備と市上水道への編入

● 地域水道については、良質な水質を確保できるような施策を講ずるとともに、水源かん養保安林の育成など、保水効果を高めるための施策を展開します。

- 地域水道における給水施設については、より安全な施設整備を指導し、市民が安心 して使用できる水の供給を図ります。
- 維持管理の問題が生じるおそれのある地域水道については、可能な地域を対象に市 上水道への編入を図ります。

(2) くらしの水環境を支える下水道等の整備

〔基本的方向〕

公共下水道は、区域内住民の生活汚水や水産加工場等の工場汚水を科学的・衛生的に処理し、生活環境の改善や公共用水域の水質の保全を図るため、供用開始区域内全住民の利用を促進するとともに、施設の早期完成に努めます。

また、処理施設については、維持管理の軽減を図るため、施設・設備の長寿命化を行いながら効率的な運営を目指します。

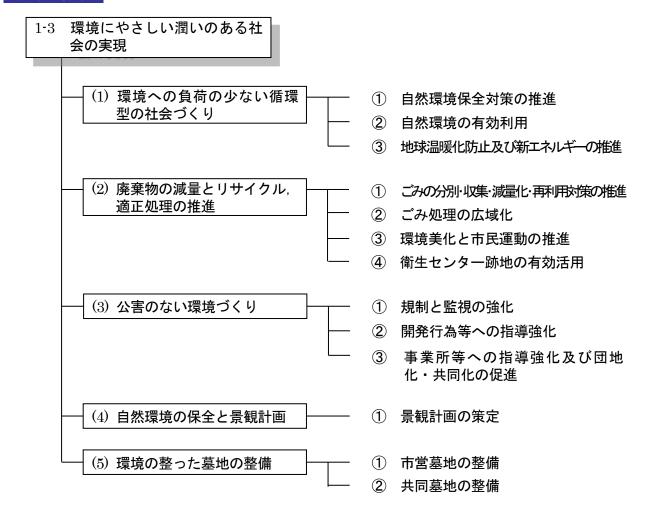
さらに、下水道整備区域外については、浄化槽設置事業の積極的な推進を図るとともに、 浄化槽設置者に対しての適正な維持管理の指導を行います。

〔施策の概要〕

- ① 公共下水道計画区域内施設の早期完成
 - 認可区域について、計画期間内の完成を目指します。
- ② 公共下水道供用開始区域内の水洗化促進
 - 関係団体との連携を強化し、供用開始区域内の各家庭や、水産加工場など事業所の 水洗化を更に促進します。
 - 下水道の目的である都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に対する理解と協力を強めるためのPRを積極的に展開します。
- ③ 公共下水道施設の整備
 - 長寿命化を計画的に行いながら、ライフサイクルコストの最小化を図り、効率的な 管理運営に努めます。
- ④ 浄化槽設置事業の推進
 - 公共下水道計画区域外については、浄化槽の設置促進を図ります。

1-3 環境にやさしい潤いのある社会の実現

〔施策の体系〕



(1) 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

〔基本的方向〕

地球環境の保全などのため、地球温暖化防止や省エネルギー対策に取り組むとともに、環境配慮型の生活スタイルへの転換を目指し、再生エネルギーの有効活用、省資源・省エネルギーによる生活様式や事業活動への転換について総合的に取り組みます。

また、自然保護監視員等による監視体制を維持し、乱開発の防止や環境の保全に努めるとともに、野性動植物の保護についての周知に努めます。

さらに、既存の生息環境の保護のみならず、より多くの生き物が生息できる環境改良や 自然の復元などに努めるとともに、地域特性を生かした環境基本計画の策定に向けて取り 組みます。

〔施策の概要〕

① 自然環境保全対策の推進

- 自然環境などの地域特性を生かした環境基本計画の策定に努めます。
- 市民の意識高揚や事業者の責務を明確にするための広報と周知に努めます。
- 自然保護監視員等による監視体制を維持し、公害と乱開発防止に努めます。
- 海や川をきれいにする運動を更に展開するなど、環境の保全に努めます。
- 自然にやさしい洗剤使用の促進に努めます。
- 衛生害虫をはじめ自然体系に悪影響を及ぼす外来生物の移入・増殖の防止に努めます。
- 市内各地で発生しているヤンバルトサカヤスデのまん延防止と駆除対策に努めます。

② 自然環境の有効利用

- 生物の生息空間の保全や快適さの創造に努めます。
- 人と自然が共生する環境づくりに努めます。
- 環境学習を推進するため、学校や各種団体への出前講座を引き続き開催するととも に、ウミガメ保護活動などを通じ、子どもたちの環境意識の醸成を図ります。

③ 地球温暖化防止及び新エネルギーの推進

- 地球温暖化防止を推進するため、市役所等におけるエネルギー消費の削減に向けて 率先して取り組むとともに、市民への啓発に努めます。
- 公共施設への新エネルギーや低公害車等の導入について更に促進します。
- 国や県等と連携強化し、市民や企業に省エネルギー対策や新エネルギーの必要性について、空港跡地メガソーラー発電所に併設する天体・ソーラー科学館を活用し普及・促進に努めます。
- バイオマス等の新エネルギーの有効利用について検討を進めます。

(2) 廃棄物の減量とリサイクル、適正処理の推進

〔基本的方向〕

ごみゼロ・リサイクル社会を実現するため、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化や再資源化を積極的に進め、環境と共生する資源循環型社会を構築します。

家庭ごみについては、決められた収集日に決められた集積所に分別して出す運動を更に 徹底させるとともに、資源ごみ分別による減量化や再資源化を進めます。

事業系廃棄物については、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制やリサイクルの 促進に積極的に取り組むよう要請するとともに、事業者の責任を明確にし、適正な処理・ 処分することについての指導を積極的に行います。

さらに、広域的なごみ処理施設の整備についても検討を進めます。

〔施策の概要〕

① ごみの分別・収集・減量化・再利用対策の推進

● ごみの分別や減量意識の普及・周知に更に努めるとともに、過剰包装の抑制や買い物袋の持参などの促進に努めます。

- 資源ごみの再利用・再生利用の広報に努めます。
- リサイクルの促進を図るため、徹底して資源ごみの回収に努めます。
- 事業活動に伴うごみの排出抑制,リサイクルの促進に関する指導を強化します。

② ごみ処理の広域化

● 広域的なごみ処理施設の検討を行います。

③ 環境美化と市民運動の推進

- 集積所周辺の美化を図るため、資源ごみの分別収集、収集日の徹底、収集日以外の 持込みをなくす等の周知徹底に努めます。
- 不法投棄の監視や追跡調査等を強化し、事業系廃棄物についても自らの責任において適正に処理するよう指導に努めます。
- 空き缶やタバコのポイ捨てなどの散乱性ごみによる環境破壊をなくすための意識 高揚に努めます。

④ 衛生センター跡地の有効利用

● 衛生センター跡地の有効利用のため、施設の解体を計画的に進めます。

(3) 公害のない環境づくり

〔基本的方向〕

公害対策は、公害の発生源を断ち、未然に防止することが最も重要です。そのため、発生源の個別的・技術的対策にとどまらず、公害発生が予想される工場や事業所に対して、公害防止施設の整備を図るよう指導するとともに、適地への誘導・共同化を促進し、住居と工場・事業所の混在地域の解消に努めます。

また,市民が将来にわたり自然環境の恵みを享受し,健康で文化的な生活を営めるよう, 行政・事業所・市民のそれぞれの責務を明確にし,公害防止のための協力体制の強化を図っていきます。

〔施策の概要〕

① 規制と監視の強化

- 自然保護監視員制度を維持するとともに、市民参加による環境監視体制づくりに努めます。
- 既設工場などの公害防止施設の適切な整備促進を指導し、それぞれの事業所の協力 を得ながら総合的な公害防止対策の推進に努めます。
- 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守と施設の改善について、監視と指導に努めます。
- 大気汚染による地球温暖化現象やオゾン層の破壊等の環境問題に対して、市民や事業者と協力し大気汚染防止対策の推進に努めます。
- 人体への悪影響が心配されるアスベスト等について、適切な対応を図ります。

② 開発行為等への指導強化

● 開発行為については、十分な公害防止対策を講じるよう指導を更に強化します。

- 工場の立地に当たっては、必要に応じ公害を未然に防止するための事前審査を慎重に行い、公害防止協定を締結し、法的規制の及ばない事業所に対しても、十分な公害防止対策を講ずるよう指導します。
- 肥料や農薬の適正管理,適正使用を促進するなど,環境保全型農業を強力に推進します。

③ 事業所等への指導強化及び団地化・共同化の促進

- 悪臭防止法に基づき、事業所からの悪臭防止について更に指導強化に努めます。
- 畜産施設等からの衛生害虫発生防止や悪臭の抑制対策に努めます。
- 産業廃棄物処理対策については、企業の処理責任を明確にし、適正な処理について の周知・指導に努めます。
- 工場の適地への誘導と共同化に努めます。

(4) 自然環境の保全と景観計画

〔基本的方向〕

自然環境や街並みは、長い年月をかけて育まれてきたものです。これらを未来にわたり 保全していくための景観計画を策定します。また、景観計画に伴った市内全域での緑化運 動にも取り組みます。

〔施策の概要〕

- ① 景観計画の策定
 - 良好な景観づくりはよりよいまちづくりの実現のための重要な要素であり、景観形成の基本的な方針を検討し景観計画の策定に向けて取り組みます。

(5) 環境の整った墓地の整備

〔基本的方向〕

市営墓地については、適正な維持管理と増えつつある空き区画の有効利用を図り、環境 整備を計画的に推進します。

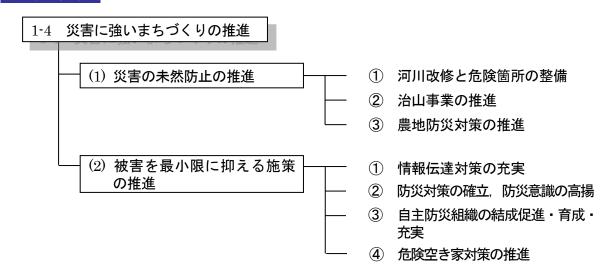
共同墓地については、整理・統合・災害復旧等への補助制度の維持に努めます。

〔施策の概要〕

- ① 市営墓地の整備
 - 墓園の適正な維持管理と環境整備に努めます。
- ② 共同墓地の整備
 - 墓地の整備・統合・災害復旧等に対する補助制度の維持に努めます。

1-4 災害に強いまちづくりの推進

〔施策の体系〕



(1) 災害の未然防止の推進

〔基本的方向〕

風水害, 地震などの自然災害をはじめ, あらゆる災害から生命, 財産を守るため地域防災計画に基づき, 危機管理体制の確立を図ります。

また、耐震性、耐火性の強化などの防災基盤の整備や市民の防災意識高揚を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、水害が予想される箇所の調査や総点検を実施するなど防災関連情報の整備、提供を図ります。

急傾斜地や土砂災害などの危険箇所があることから、着実な治山治水対策等を進めるとともに、山地崩壊危険箇所等の整備や農地の保全、農地防災対策、がけ地近接等の危険住宅の移転を推進します。

〔施策の概要〕

① 河川改修と危険個所の整備

- 河川の流下能力不足地区については、水害危険箇所から改修を推進します。
- 普通河川などについても、砂防事業などによる整備を推進します。
- 急傾斜地崩壊危険地区における安全性の向上を図るため、危険個所の整備に努めます。
- 浸水地域については、排水機場の維持管理、ポンプの更新や水路・側溝等の改修に 努めます。
- 地域などにおける河川愛護運動の推進に努めます。
- 災害危険住宅を解消するために、移転事業の推進を図ります。

② 治山事業の推進

● 山地崩壊防等による災害未然防止のため、治山事業の推進に努め、崩壊危険個所の 整備を図ります。

③ 農地防災対策の推進

● 農地等の災害を未然に防止するため、防災減災事業を推進しながら、老朽化した施設の長寿命化対策及び適正な維持管理に努めます。

(2) 被害を最小限に抑える施策の推進

〔基本的方向〕

本市において起こり得る災害による被害を最小限に食い止めるため、地域防災計画に基づいて防災体制の充実を図るとともに、効果的な減災・避難体制の確立に向けた防災行政無線の充実、確実な情報の伝達と情報収集体制の確立を図り、安心して住めるまちづくりを目指します。

また、市民の防災に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成促進やその育成と充実に努めます。

さらに、枕崎市災害時要支援者避難支援プランに基づく要支援者の個別支援プランの作成と、関係機関(市役所・消防・警察・地域公民館)等が連携し、災害時の要支援者の安全を図ります。

〔施策の概要〕

① 情報伝達対策の充実

- 災害対策や避難誘導体制の充実を図るため、防災行政無線のデジタル化を図るとと もに、市民への確実な情報伝達に努めます。
- インターネットや携帯電話等の情報インフラを活用した新しい情報伝達手段や防 災情報提供体制の整備を検討し進めます。

② 防災対策の確立. 防災意識の高揚

- 災害発生時における初動体制を充実します。
- 市民の生命と財産の安全を第一とし、避難路や避難施設の整備を進めます。
- 市民の防災意識の高揚と災害危険箇所の周知に努めます。

③ 自主防災組織の結成促進・育成・充実

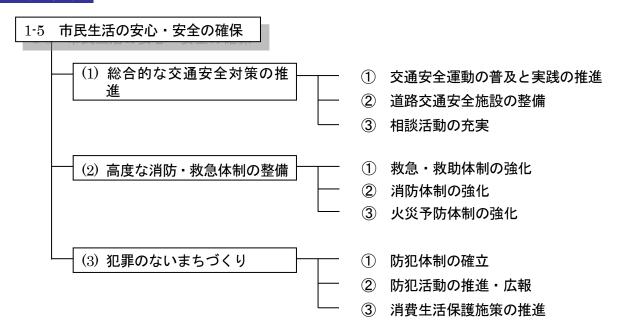
- 地域の自主防災組織の結成を促進するとともに、地域における防災リーダーの育成を図ります。
- 防災訓練や研修会を実施するとともに、事業所等による自主的な防災訓練等を奨励し、市民の防災知識の普及と自主防災意識の高揚を図ります。

④ 危険空き家対策の推進

● 災害時において、周囲に危険を及ぼすような空き家の把握に努めるとともに、適切な管理を呼びかけ、安全な生活環境づくりに努めます。

1-5 市民生活の安心・安全の確保

〔施策の体系〕



(1) 総合的な交通安全対策の推進

〔基本的方向〕

交通安全対策は、安全で安心できる地域社会を実現することが目標です。

そのため、交通環境の整備や道路交通安全施設の整備に努めるとともに、市民の交通安全 全意識の高揚を図るなど、交通道徳に基づいた交通教育と総合的な安全対策を講じます。

〔施策の概要〕

① 交通安全運動の普及と実践の推進

- 関係機関・地域・職場・家庭が一体となった交通安全教育を徹底し、市民総ぐるみの交通安全運動を進めます。特に、高齢者に対しては、参加・体験・実践型の交通教育を実施し、増加する高齢者の事故防止に努めます。
- 交通安全専門指導員・交通安全ボランティアの活用を図り、特に、朝夕の交通ラッシュ時における歩行者の安全対策や幼児・児童・生徒・高齢者の交通安全教育を充実します。

② 道路交通安全施設の整備

- 市内の道路全般にわたってパトロールを強化し、道路施設の改善等、交通環境の整備を推進します。
- 道路の安全点検を実施し、交通事故多発地点や生活ゾーンの安全対策を重点とする 安全施設の整備を図ります。

③ 相談活動の充実

● 移動交通事故相談所の活用を図り、交通事故被害者などからの様々な相談に積極的 に対応します。

(2) 高度な消防・救急体制の整備

〔基本的方向〕

多様化する救急需要や救命率の向上に向けて、消防本部については、これまで以上に高度な救急体制を確立・定着させ、また、災害・事故等への迅速かつ的確な対応により、市民が安心・安全に過ごせる体制強化に取り組みます。

消防団については、住民生活の安全の確保を図るため、資機材の軽量化と機動力の強化など消防設備・装備の充実を重点的に推進するとともに、地域防災のリーダーとして位置付け、発展的な組織編成と団員の資質の向上充実に努めます。

さらに、県防災の拠点基地である枕崎ヘリポートの維持・管理に努めます。

〔施策の概要〕

① 救急・救助体制の強化

- 救命率向上のため、医療機関等との一層の連携強化や、市民への応急手当の普及・ 周知活動を積極的に推進します。
- 高度な救急処置拡大のため、救急救命士の養成推進と技能の維持、高度救命処置用 資機材等の整備拡充に努めます。

② 消防体制の強化

- 青年層の消防団活動への参加促進を図ります。
- 消防設備・装備の充実強化と、消防水利の整備を図ります。
- 消防団員の技術の向上と活性化を図り、更なる消防防災体制の強化を推進します。

③ 火災予防体制の強化

- 事業所及び危険物施設等への査察や、一人暮らし高齢者家庭の訪問査察などの実施を図ります。
- 自主防火意識を高めるため,地域に密着したきめ細かい広報活動を推進します。

(3) 犯罪のないまちづくり

〔基本的方向〕

防犯体制の確立を図るため、地域ぐるみの防犯活動を推進し、犯罪のない環境づくりや 市民の防犯意識の高揚など、防犯協会と連携し諸施策を展開します。

消費者がそれぞれのニーズに応じたより良い消費生活を営めるよう,消費生活に関する相談,情報の収集及び提供のほか,事業者と消費者の相互の理解と協力のもと消費者が不利益を受けることのないような環境づくり,また,巧妙化する特殊詐欺犯罪未然防止の啓発を通じ,自主的に判断のできる自立した消費者の育成を推進します。

〔施策の概要〕

- ① 防犯体制の確立
 - 関係機関・団体等との連携を図り、犯罪のない住みよい生活環境づくりに努めます。
- ② 防犯活動の推進・広報
 - 広報活動を積極的に推進します。
 - 地域安全活動・防犯活動・青少年非行防止・高齢者保護活動等を推進します。
 - 学校・家庭・地域と連携した児童・生徒の安全確保に努めます。
 - 相談業務の充実に努めます。

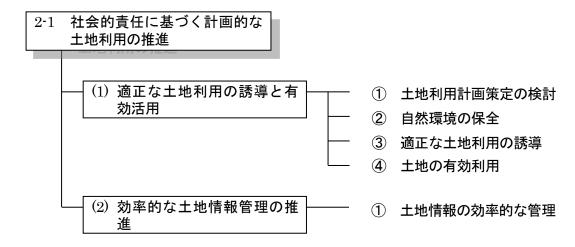
③ 消費生活保護施策の推進

- 消費生活に関する相談・助言の充実を図るとともに、消費者の権利と利益を守るため、消費生活相談員の専門的知識を更に高めることにより、より良い消費生活の確保を図ります。
- 消費者被害の未然防止のため、地域の要請による出前講座の開催や啓発チラシの配布など、消費者への情報提供や学習の機会を設け、自主的に判断のできる自立した消費者の育成を推進します。
- 複雑化・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、国民生活センター・法テラスなど関係機関との連携を図り、相談業務の機能充実に努めます。

第2章 快適で便利なコンパクトなまちづくり(都市基盤)

2-1 社会的責任に基づく計画的な土地利用の推進

〔施策の体系〕



(1) 適正な土地利用の誘導と有効活用

〔基本的方向〕

土地は限りある資源であり、安全で快適な市民生活や経済社会活動の基盤であることを認識するとともに、自然環境に配慮し、また道路交通との整合を図りながら、森林や農地等の保全、土地利用・用途の適正な誘導や土地の有効利用の促進などを図ります。

また、開発行為者等に対して、良好な環境が保全されるよう適切な指導を行います。

〔施策の概要〕

① 土地利用計画策定の検討

● 土地の有効利用や都市機能用地の確保を図る上から、国土利用計画法・鹿児島県土地対策要綱に基づいた市土地利用計画策定について検討します。

② 自然環境の保全

● 良好な自然環境等の保全に努めるため、開発行為等による自然破壊を防止し調和の とれた開発を図ります。

③ 適正な土地利用の誘導

● 快適な居住環境を形成するため、都市計画法に基づいて指定された用途地域に即した土地利用を進めます。

④ 土地の有効利用

- 土地の効率的な活用や低・未利用地の有効活用により、土地の有効利用を促進します。
- 農業振興地域整備計画に基づき、土地の有効利用を進めます。

(2) 効率的な土地情報管理の推進

〔基本的方向〕

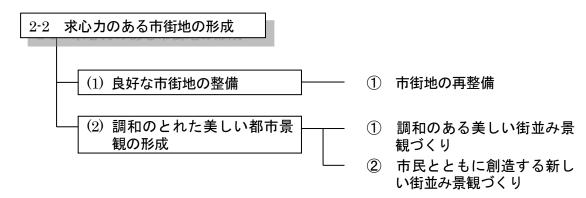
街中に空き地が増加している現状を鑑み,所有者の特定などへの土地情報の有効利用や,計画的かつ効率的な土地情報管理を図ります。

〔施策の概要〕

- ① 土地情報の効率的な管理
 - 各課で保管している土地情報については、効率的な利用を推進することにより空き 地等の所有者の把握等に努めるなど、有効利用を図ります

2-2 求心力のある市街地の形成

〔施策の体系〕



(1) 良好な市街地の整備

〔基本的方向〕

都市全体の活力ある発展を図るとともに、機能面のみならず、安全性、快適性、利便性などを備え、ゆとりや都市景観などに配慮した良好な都市環境が確保されるよう、空き地対策等を含めた計画的な市街地の整備を進めます。

〔施策の概要〕

- ① 市街地の再整備
 - 市街地への福祉機能や居住機能の整備、都市型サービス産業の振興などにより、南 薩の中核都市としての拠点性の一層の向上を図ります。
 - 市街地については、都市計画法に基づき指定された用途地域に即した利用を指導するとともに、既存の不適格用途建物についても適地への移転を促し、快適な居住環境づくりを進めます。

(2) 調和のとれた美しい都市景観の形成

〔基本的方向〕

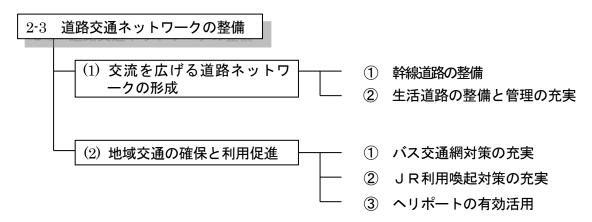
都市景観は、自然要素と建物や道路などの人為的な要素から構成され、主に視覚により 認識されることから、ゆとりある住環境の実現や真に豊かさを実感できる調和のとれた街 並み景観づくりに努めます。

〔施策の概要〕

- ① 調和のある美しい街並み景観づくり
 - 周辺環境との調和に配慮した街並み景観形成を目指します。
- ② 市民とともに創造する新しい街並み景観づくり
 - 市民自らが積極的に参加し、協力することによって行われる手づくりの街並み景観 を目指します。

2-3 交通ネットワークの整備

〔施策の体系〕



(1) 交流を広げる道路ネットワークの形成

〔基本的方向〕

ますます広域化する市民生活に対応するため、高速道路網の整備や広域的なネットワークとしての道路整備等を積極的に進める一方、市内の道路交通の円滑化と安全性を図るため、道路の拡幅と改良の推進や、各幹線と結ぶ道路網を整備し、総合的に災害に強い道路網の整備を推進します。

また,市民生活の利便性を向上させるため,計画的に市道の改良や維持管理などを行い,居住環境に適した道路としての機能向上と交通安全対策に努めます。

街路については、既存の歩道を含め年次的に整備を推進します。

〔施策の概要〕

① 幹線道路の整備

- 幹線道路の改良・維持管理及び災害時における道路網の確立を図るため、年次的な 整備に努めます。
- 高速交通体系へのアクセス道路として、国道・県道の拡幅・改良の整備促進と交通 安全施設の整備を図ります。
- 南薩縦貫道の機能向上と、広域交通拠点への連絡等を強化します。

② 生活道路の整備と管理の充実

- 市道全線の安全かつ円滑な交通確保のため、舗装の維持修繕、側溝等の整備、通学路交通安全プログラムによる施設の整備、橋りょうの長寿命化などの整備を推進します。
- 地域にマッチした歩道 (バリアフリー化を含む) などの整備に努めます。
- 地域などにおける道路愛護運動の推進に努めます。

(2) 地域交通の確保と利用促進

〔基本的方向〕

生活路線バスについては、既存の生活路線の運行を考慮しながら、事業者と連携し利用 喚起に努めるとともに、今後各校区に整備予定の小さな拠点を起点とするコミュニティ交 通を検討することにより、交通弱者に配慮した交通体系の整備に取り組みます。

J R指宿枕崎線については、沿線市と連携を取りながら、利用の喚起に取り組みます。 枕崎ヘリポートは、防災拠点としての性格を活かしながら、市の活性化に波及効果を及 ぼすような多面的活用方法を検討していきます。

〔施策の概要〕

① バス交通網対策の充実

- 生活路線バスについては、既存の生活路線を考慮し、維持・拡充への要請を行うと ともに、利用喚起に努めます。
- 人口減少や高齢化が進む中、日常生活に必要なサービスを受けることが困難となる 高齢者が一層増えることが懸念されことから、各校区単位に形成する小さな拠点と 市街地等を結ぶコミュニティ交通体系の整備に取り組みます。

② JR利用喚起対策の充実

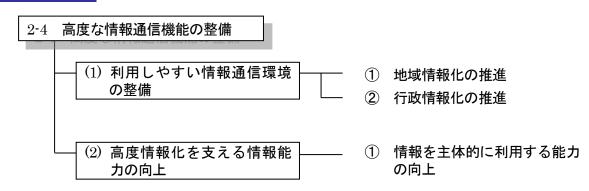
- 沿線市と連携を取りながら、JR指宿枕崎線の運行存続及び利用の喚起に取り組みます。
- 住民の利用しやすいダイヤの設定を要請します。

③ ヘリポートの有効活用

- 航空運送や災害対策用航空機の臨時発着場輸送中継基地として、ヘリポート施設の 活用を図ります。
- 関係機関との協力体制の確立を図り、災害情報の提供や被災者輸送等、迅速な対応 に努めます。

2-4 高度な情報通信機能の整備

〔施策の体系〕



(1) 利用しやすい情報通信環境の整備

〔基本的方向〕

様々な分野における情報システムの構築や、情報通信技術の有効な活用を図るとともに、 公共施設ネットワークの利便性を高めることにより、行政情報化と密着した地域情報化の 推進に努め、市民がどこからでも必要な情報にアクセスできる環境づくりを進めます。

また、個人情報等のセキュリティに関しては、マイナンバーの利用開始に伴い、国の定める指針等に基づき更なるセキュリティ対策の強化に努めます。

〔施策の概要〕

① 地域情報化の推進

- 地域に即した情報通信網の確立を図り、すべての市民が電子自治体の恩恵を受けられるよう努め、情報システム基盤の整備や情報端末の整備を推進します。
- 公共施設ネットワークの利便性を高めることにより、公共端末の利用環境の向上を 図ります。

② 行政情報化の推進

- 国と地方自治体を結ぶ総合行政ネットワークや庁内ネットワークを活用した行政 情報の更なる電子化を図り、行政事務の高度化・効率化を進めます。
- 住民情報システムをクラウド化することにより、個人情報等の安全を確保するためのセキュリティ対策を強化するとともに、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。
- 電子申請システムや電子入札システムなどの運用を更に推進します。

(2) 高度情報化を支える情報能力の向上

〔基本的方向〕

市民が生活の様々な分野で情報通信の高度化のメリットを享受できるよう、学校教育や社会教育等の場を通じ、情報を主体的に利活用できる市民の能力の向上を図ります。

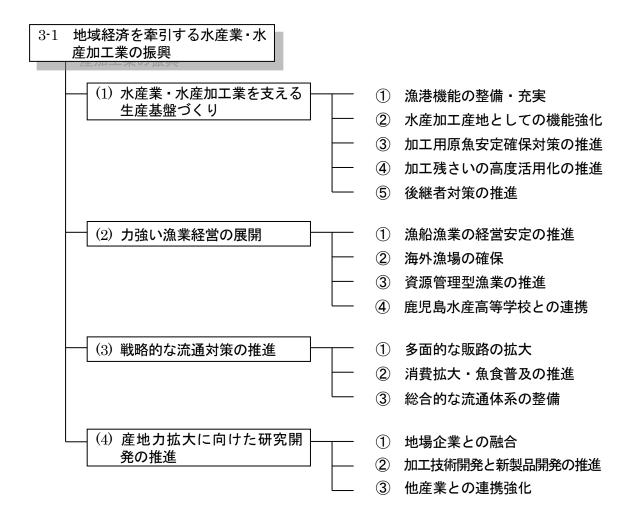
〔施策の概要〕

- ① 情報を主体的に利用する能力の向上
 - 学校教育や生涯学習において、市民の高度情報化に対応する能力向上のために、情報教育の推進に取り組みます。
 - 地区公民館等に公共端末を設置することにより、市民が気軽に情報通信技術に親しめるような環境づくりを検討します。

第3章 人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり(産業経済)

3-1 地域経済を牽引する水産業・水産加工業の振興

〔施策の体系〕



(1) 水産業・水産加工業を支える生産基盤づくり

〔基本的方向〕

安定した水産物の供給を維持するため、岸壁・荷捌き施設の整備や船員の厚生施設の充実等について、関係機関・団体とも連携して取り組みます。また、近年は食の安全性に対する国民の関心の高まりへの対応と、海外への水産物、加工品の輸出を見据え、衛生管理対策を中心とした施設整備をはじめ、就労環境や輸送施設の整備と充実を図ります。さらに、本市の水産業と地域の特性を生かした枕崎漁港を総合拠点としたまちづくりと、広域的な貿易商材の掘り起しなど、コンテナヤード施設整備に向けて取り組みます。

一方、水産加工業については、節製造業の加工用原魚を安定して確保するため、地元遠洋カツオー本釣り船の水揚げや外来船の誘致を積極的に推進する一方で、輸入による加工原魚の安定確保や、施設の整備と拡充に努めます。また、「枕崎鰹節」ブランドの普及と食

品衛生管理に対応する近代的食品工場への転換を促進し、流通加工施設などの産地機能を整備しながら、経営基盤を強化するとともに、効率化について検討を進め、将来的な水産加工品の輸出を見据えた工場及び製造工程管理に関する食の認証取得の積極的な取組を支援します。

また、後継者対策、外国人研修生の受入れ、技術開発、食品加工開発、加工残さいの高度活用化等についても積極的に取り組みます。

〔施策の概要〕

① 漁港機能の整備・充実

- 大型の海外まき網船や輸入船の水揚や荷捌きの効率化を図るため、漁港機能施設の 充実に努めます。
- 水産加工原魚を迅速に安定供給するため、輸送道路等の整備を図ります。
- 食の安全性への対応のため、船内はもちろん、水揚から消費者に届くまでの衛生管理体制施設整備や意識向上に努めます。
- 漁港周辺の環境整備に努めます。
- 漁港の開港指定を積極的に活用し、総合拠点漁港として広域的な貿易商材の掘り起 しなど、輸出入等に関する調査を継続的に実施するなどコンテナヤード施設整備に 向けて取り組みます。

② 水産加工産地としての機能強化

- 工場排水やばい煙等の公害問題に十分対処するため、公共下水道への接続促進をは じめとする処理施設の拡充や、食品衛生管理に対応する近代的食品工場への転換を 促進するとともに、国や県の助成や融資事業を積極的に活用し、総合的な水産加工 産地としての機能強化を図ります。
- 経営管理と加工技術の近代化を促進するため、研修事業の充実を図ります。
- 加工場の生産性と収益性の向上を図るため、機械化による省力化と作業の効率化を 促進します。
- 加工用機械の開発や改良を促進します。
- 加工場の機械化・省力化・効率化を促進し、生産量の増大を図ります。
- 将来的な水産加工品等の輸出を見据えた工場及び製造工程管理に関する食の国際 認証取得の積極的な取組の支援を検討します。

③ 加工用原魚安定確保対策の推進

- 加工産地の立地条件の根幹をなす加工用原魚の確保対策のため、海外まき網船や大中型まき網船等の誘致を積極的に行います。
- 加工用原魚の約7割を担う海外まき網漁業において、入漁料の高騰や操業規制など 漁業情勢が厳しさを増す中、関係機関と連携した取組を行い漁場の確保に努めます。
- 乗組員の福利厚生の充実を図り、外来船誘致に努めます。
- 開港指定された枕崎漁港を活用した輸入カツオ原魚の安定確保に努めます。

④ 加工残さいの高度活用化の推進

● 加工残さいの付加価値を高め、高度活用化を図るため、各種成分の抽出や機能性物質の研究開発に努めるとともに、これらの製品を生産するためのシステムづくりを促進します。

⑤ 後継者対策の推進

- 企業的経営感覚に優れ、地域社会でのリーダー的役割を担う新時代の漁業経営者を 育成していくために、深い知識と判断力を養うように研修や指導を実施するととも に鹿児島水産高等学校と連携し、船舶乗組員の後継者対策を実施していきます。
- 船舶乗組員の福利厚生の充実を進めます。
- 水産加工業の活性化を促すため、労働環境の改善に努めながら、産業後継者対策事業の拡充を図ります。
- 外国人研修生の受入れを引き続き実施します。
- 工場の近代化を進める中で、加工従事者の福利厚生の充実を推進します。

(2) 力強い漁業経営の展開

〔基本的方向〕

本市の基幹産業である遠洋カツオー本釣漁業の存続を図るため、カツオ漁業の経営安定 と漁場の安定確保について、国・県・関係団体に強く要請するなど、十分な対策に努める とともに、収益性の高い漁業を目指し、水産技術開発センター等と連携した先端技術の導 入や魚価安定対策を推進します。

沖合漁業については、引き続き外来船誘致や母港化対策に取り組むとともに、新たな施 策について検討し導入を図ります。

沿岸漁業については、関係団体と連携して漁場の環境整備や資源の保護・培養に努め、 つくり育てる漁業を推進し、漁家経営の安定に努めます。

〔施策の概要〕

① 漁船漁業の経営安定の推進

- 操業の効率化と収益性の高い合理的な漁業経営を目指し、先端技術の導入や魚価安 定対策を推進します。
- 漁業者の漁業の知識と技術の向上を目指します。
- 外来船の積極的な誘致と母港化に努めます。
- 収益性の高い魚介類の種苗放流や栽培漁業の推進により、漁家経営の安定化を図ります。

② 海外漁場の確保

● 水産資源の持続的利用を目的として、操業秩序の維持など排他的経済水域内における管理体制が強化される中で、本市の遠洋カツオー本釣漁船が、将来的にも安定して優良な海外漁場を確保できるように、関係団体と協力してこれらの対策に積極的に取り組みます。

③ 資源管理型漁業の推進

- 漁獲量の減少, 魚価の低迷など厳しい状況の中, 沿岸水域の水産資源を維持するため, 藻場やサンゴの保全, 漁礁設置による漁場整備並びに資源管理型漁業を積極的に推進し, 沿岸漁業の振興を図ります。
- 鹿児島水産高等学校と連携し、種苗育成・放流等に努めます。

④ 鹿児島水産高等学校との連携

● 就業前において、水産業への関心を高めてもらうため、鹿児島水産高等学校等との 連携を図りながら、職場体験やインターンシップの導入等を検討します。

(3) 戦略的な流通対策の推進

〔基本的方向〕

消費者から信頼される産地づくりを目指し、地場産業振興センターやかつお公社及びお 魚センター等を活用するとともに、消費者ニーズの把握や販路拡大に努めます。

また、消費拡大のため、新製品開発や情報収集・提供事業に積極的に取り組みながら、 共販体制や直販体制を推進します。

さらに、インターネット等を利用した全国的な宣伝を行い、ネット販売やカツオふるさと便の拡充に努めるとともに、お魚センターを核として料理講習会などの開催や学校給食における水産物地産地消食材の活用により、魚食普及活動や消費拡大に積極的に取り組みながら、調和のとれた総合的流通体系の整備を推進します。

加えて、フランスにおけるかつお節生産の取組を支援し、本物のかつお節を欧州圏域に 広めるなど海外市場への参入を推進します。

〔施策の概要〕

① 多面的な販路の拡大

- 共販体制や直販体制を推進するため、共同組織を育成強化し、ブランドの確立と品質向上に努めます。
- パッケージ・デザインの水産物や水産加工品への使用など、「枕崎ブランド」づく りに向けた取組を更に進め、水産業の全体的な販路拡大のための検討を行います。
- 産地入札制度の充実に努めるとともに、枕崎市かつお鮮魚販路対策協会や、さつま 鰹節協会を積極的に活用し、普及宣伝に効果的なインターネット等を利用した共同 宣伝活動を活発に行い、かつお製品などの消費拡大と販路拡大に努めます。
- かつお節削り器の普及を図り、「本場の本物」認定や「枕崎鰹節」の地域団体商標の登録を活用して姿節の消費拡大と販路拡大に努めるとともに、学校給食を活用しながら、若年層への水産物の栄養特性のPRと消費拡大に努めます。
- フランスにおけるかつお節生産の取組を支援し、本物のかつお節の海外市場への参入を推進します。
- 開発された加工製品の試販や展示即売を行うため、地場産業振興センター、かつお 公社、お魚センター等の関連施設の売店をアンテナショップとして活用します。

② 消費拡大・魚食普及の推進

- 研究開発を推進し、水産物が優れた健康食品であることをPRするとともに、食育の観点から各種物産展に積極的に参加し、魚食普及や消費拡大を図りながら、消費者ニーズの把握にも努めます。
- 食生活改善推進員連絡協議会と連携して料理講習会などを開催しながら、魚食の普及に努めます。

③ 総合的な流通体系の整備

● 大消費地から遠いという地理的条件を改善するため、総合的な流通体系の整備を推進します。

(4) 産地力拡大に向けた研究開発の推進

〔基本的方向〕

最新の加工技術や独自の販路を持つ企業を誘致し、産地としての加工能力を向上させる とともに、地元企業の新規事業への取組を推進します。

また、加工技術の開発・改良や新製品開発等に積極的に取り組みます。さらに、国外市場へも目を向け、海外輸出を念頭に、地場産品の国際認証取得に向けた取組を推進します。

〔施策の概要〕

① 地場企業との融合

● 水産加工関係企業の誘致に努め、地場企業との融合を図りながら生産性の向上に努めます。

② 加工技術開発と新製品開発の推進

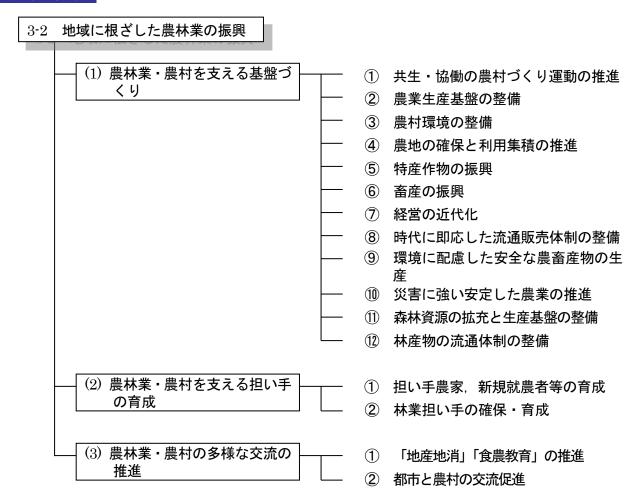
- 本物志向や健康志向とともに安全性の追求など、多様化・高度化する消費者ニーズに的確に対応するため、産学官金の相互協力のもと、情報の収集・提供や開発研究、技術協力等の積極的な取組を推進します。
- 節類をはじめとする水産加工品の品質向上や、製造加工技術開発、新製品開発等について、地元民間団体と連携して取り組みます。
- 海外輸出を念頭に、地場産品の国際認証取得に向けた取組を推進します。

③ 他産業との連携強化

- 地域産品との組み合わせによる新製品の開発を行うために、農商工連携推進対策事業等を活用しながら異業種との技術交流等を促進します。
- かごしま産業支援センターなどの関係機関との連携のもと、他産業との共同研究など、新たな産業創出に向けた支援を強化します。

3-2 地域に根ざした農林業の振興

〔施策の体系〕



(1) 農林業・農村を支える基盤づくり

〔基本的方向〕

豊かで住みよい農村の維持・発展と農業生産活動の継続のため、人と自然が支え合いみんなで創る農村社会を目指して、共生・協働の農村づくり運動を更に展開することにより、地域の特性に応じた農村環境の整備に努めます。

高品質で安心・安全な農畜産物の生産を図るため、先進的技術や施設・機械等の導入を促進し、経営規模拡大や省力化・低コスト化を推進します。

そのため、経営基盤においては、台風や干ばつなどの自然災害で被災することが多い生産環境を踏まえ、災害に強く安定した農業の確立に努めます。また、自然環境との調和に配慮した営農や生産履歴の記帳等を推進し、安心・安全な農畜産物や地域の特性を活かした作物の振興に努めます。

生産基盤においては、農道・水路等の施設の整備と長寿命化対策を進めるとともに、地域住民協働による農業用施設の維持管理体制の構築を促進し、ハードとソフトの両面で強い農業を支えます。

また、耕作放棄地対策や新規作物の開発等への取組を推進することにより、農業・農村の活性化を図ります。さらに各校区単位での農業等の活性化策として「小さな拠点づくり事業」も推進します。

森林の計画的整備に努め、県や森林組合と連携した造林・育林等による森林資源の確保 及び利用伐採期を迎えた森林資源を活用して地域産材の安定供給を図ります。また、作業 路網の整備や森林病害虫被害の予防を行う等、国土の保全・水源のかん養・自然環境の保 全など森林の持つ多面的機能の維持・発揮に努めます。

間伐材などの地域産材の利用促進を含めた製材品の需要拡大や、特用林産物の振興を図ります。

〔施策の概要〕

① 共生・協働の農村づくり運動の推進

- 農業・農村の持つ多面的機能を発揮するため、多面的機能支払交付金の活用など、 農村集落内の住民や組織間等の話し合い活動を通じて、共生・協働の農村づくりを 推進します。
- 多様な主体との連携による新たな農村づくりの形成を図ります。
- 地域の歴史・文化などの継承・活動などにより農村づくりの維持・発展を図ります。
- 農村地域のコミュニティを維持するため、農産物加工・販売などの事業を行い、地域の活性化を図る事業者を「小さな拠点づくり事業」により支援します。

② 農業生産基盤の整備

- 攻めの農業を支えるため、農地中間管理事業と連携して、農地の集積・集約化に係る取組を推進します。
- 農業生産に密接にかかわる農道、農業用水路などの整備を進めるとともに、長寿命 化対策により、施設の機能保全を図ります。
- 多面的機能支払交付金の活用により、農道、農業用水路などの適正な維持管理に努めます。

③ 農村環境の整備

● 地域の実態や地域住民の意向を反映した農村集落の環境整備に努めます。

④ 農地の確保と利用集積の推進

- 農地銀行や農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手等への農地の集積・集約化を促進し、耕作放棄地の減少を図ります。
- 森林化,原野化して再生利用が困難と見込まれる荒廃した農地に対しては、計画的に非農地判断をし、農家への利用意向調査を行い、積極的に耕作放棄地の解消を図ります。
- 土地総合行政情報システムを有効に活用し、農地が担い手等に集積されるよう努めます。

● 中山間地域等直接支払などの日本型直接支払制度を活用し、耕作放棄地の減少を図ります。

⑤ 特産作物の振興

- 野菜は、実えんどう・そらまめ・人参などの面積拡大、生産技術と品質の向上、流通や販売の合理化を図りながら、ブランド産地づくりを進めます。
- 花きは、周年出荷と施設の高度利用、病害虫等に対する共同防除を推進します。
- 果樹は、消費者ニーズに対応できる果樹産地を形成するため、たんかん・でこぽんを主とする品種の組み合わせと園地改良等を促進し高品質果実の安定生産を推進します。
- 茶業は、優良品種による面積拡大を進めるとともに、茶工場の再編整備を推進します。
- 生産から荒茶加工までの省力低コスト化を進め、国際化に対応した多様な茶づくり と品質重視の生産によりトップブランド産地を目指し育成に努めます。
- 消費者の健康志向や安定志向がますます高まる中で、GAP等第三者認証制度への 取組を通じて安心・安全な農畜産物づくりを推進します。
- さつまいもは、需給動向に沿った計画生産を推進するとともに、バイオ苗等の利用 促進により省力で高品質なさつまいも生産を推進します。
- 葉たばこは、優良ほ場の確保に努めながら、省力化と栽培管理技術の向上により高 品質な葉たばこ生産を推進します。
- 6次産業化により新たな事業を創造し、地域農産物等の地域資源を活かした独自の 商品開発に繋げます。

⑥ 畜産の振興

- 優良家畜の導入や改良を促進することにより家畜能力の向上を図るとともに、飼養 管理技術の向上や自衛防疫体制の強化などにより生産性が高く高品質な畜産物の 生産に努めます。
- ゆとりある畜産経営を確立するためにヘルパー制度の利用を推進します。
- 良質粗飼料の生産を推進します。

⑦ 経営の近代化

- 新技術の導入や優良品種・系統の導入を積極的に進めるとともに、先進的施設や機械化体系の整備を図り、省力低コスト・高品質生産に基調を置いた経営の近代化を推進します。
- 情報化時代に対応するため I T等の積極的活用による経営管理の合理化を推進します。

⑧ 時代に即応した流通販売体制の整備

- 農畜産物の消費は、国内の人口の減に伴い減少傾向にあることから、日本の農畜産物の品質の高さや機能性を活かし輸出による販路拡大を図ります。
- 消費者が産地表示や生産履歴に強い関心を持つ中で、消費者が安心して購入できる 流通販売体制を推進します。
- ネット販売やふるさと便の活用を推進します。

● 消費者ニーズや流通体制が多様化する中で、関係機関と連携して有利な販売体制を 推進します。

⑨ 環境に配慮した安全な農畜産物の生産

- 消費者から信頼される安心・安全な農畜産物を生産するために、正確な生産履歴を 迅速に開示できる体制を整備します。
- クリーン堆肥センターを拠点として耕畜連携による有機資源のリサイクルを促進し、畜産による地域環境汚染防止と土づくりを推進します。
- 土壌分析に基づく適正施肥と環境負荷軽減資材の利用促進を図ることにより環境 にやさしい農業を促進します。
- 農薬安全使用基準の遵守を基本にフェロモン・天敵微生物の利用、耕種的防除を組み合わせた総合的病害虫管理(IPM)を推進します。
- 家畜糞尿の適正処理と畜舎内外の衛生環境整備を推進します。
- 発酵菌や消臭剤等の利用促進により畜産の悪臭防止を推進します。
- 畜産公害の防止を図るため新技術等の情報収集に努めるとともに研修会、現地指導等を通じて改善に努めます。
- 廃プラスチックや大型空き缶など農業用廃棄物の適正処理を推進し、資源のリサイクルに努めます。

⑩ 災害に強い安定した農業の推進

- 自然災害に対応できる施設・機械等の整備を推進します。
- 農地の浸食や農業用施設の災害防止のために、農道や農業用水路などの整備に努めます。

① 森林資源の拡充と生産基盤の整備

- 人工林の計画的な間伐等の施業や天然林の育成を推進し、森林資源の拡充を図ります。
- 森林地域の生産基盤整備のため、林道等の整備や林業の機械化を促進します。

① 林産物の流通体制の整備

● 地域産材の利用促進を図るため、素材の安定的な供給体制の整備、乾燥材を含め高品質の製材品の生産・流通体制の整備に努めます。

(2) 農林業・農村を支える担い手の育成

〔基本的方向〕

本市の特性を活かしながら、付加価値の高い農業の確立を目指して、地域農業の核となる認定農業者や後継者の育成確保に努めるとともに、農地の流動化による規模拡大や法人 化を推進し、ゆとりある経営体の育成に努めます。

農家の高齢化による離農等で増えることが予想される耕作放棄地の防止や農地集積を進めるため、人・農地プラン事業や農地中間管理事業等の各種施策の活用により、担い手の育成に努めます。

さらに、UIJターン者対策としての短期農業研修等を検討します。

〔施策の概要〕

① 担い手農家. 新規就農者等の育成

- 就農直後の経営が不安定な新規就農者等への生産技術・経営支援を行い農業者の確保と育成に努めます。
- 経営感覚に優れた農業者の育成確保を図り、担い手農家の経営改善を支援するなど 安心して農業のできる労働環境の整備を推進します。
- 価格安定制度の充実に努め、経営の安定化を推進します。
- 省力低コスト生産の観点から、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、新規参入や法人化、生産組織の再編成を推進します。
- 女性も共同経営者であるという認識を高めるとともに、その立場を明確にし、より 良い経営ができるよう家族経営協定を推進します。

② 林業担い手の確保・育成

■ 県林業労働力確保支援センターとの連携を図りながら、森林組合など林業事業体の 労働力の確保・育成に努めます。

(3) 農林業・農村の多様な交流の推進

〔基本的方向〕

地域にある素晴らしい農畜産物を通して「地産地消」や「食農教育」を推進することにより、市民に地域農業の素晴らしさを理解してもらうとともに、美しい景観や伝統文化等の農林業・農村の多面的機能を活かして、都市と農村との交流を促進し、農村地域の活性化を推進します。

〔施策の概要〕

① 「地産地消」「食農教育」の推進

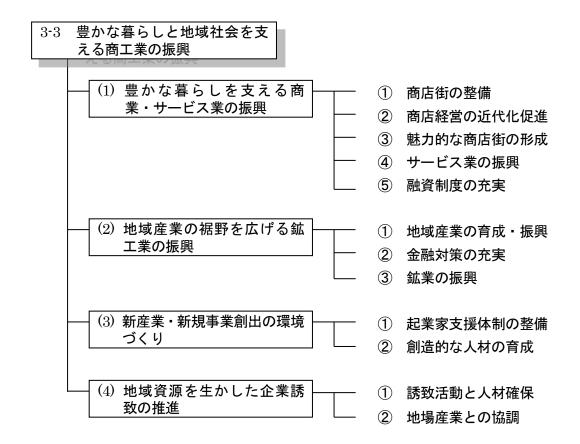
- 農村地域の高齢者等の持つ技術や能力を活かし、生きがいを持って農業に携われる 活動を支援し、生産者直売所などの取組を推進します。
- 担い手農家や兼業農家、高齢者等の生産する農畜産物を生産者直売所で販売し、消費者との交流の場として青空市を定期的に実施し、「地産地消」を推進します。
- 子どもたちの農林業に対する理解を深めるために、農林業関係と教育関係が連携し、 学校給食での郷土の食材・料理の取り入れ、生産者との交流給食、農作業体験の実 施などを通じて「食農教育」を推進します。

② 都市と農村の交流促進

● 農村の持つ美しい景観や伝統文化・食材等を活かして農林業者、食品業界や観光業界・NPO法人などの連携により、都市住民が農山漁村に滞在し、農林漁業体験や地域の自然、文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進し、農村社会や地域農業の活性化に努めます。

3-3 豊かな暮らしと地域社会を支える商工業の振興

〔施策の体系〕



(1) 豊かな暮らしを支える商業・サービス業の振興

〔基本的方向〕

消費者ニーズの多様化・高度化・個性化に対応した経営の近代化を図るとともに、金融機関、商工会議所、商店街や通り会連合会との連携を強め、市街地商店街における空き店舗等を活用した新規出店者への支援、それを促進するための環境整備等を図り、快適な買い物空間の創出と魅力ある商業ゾーンを形成します。

また、市民それぞれの生活における利便性や豊かさの追求などに対応できるようサービス業の振興に努めます。

さらに、商工団体については、その育成・強化、公的融資制度等の充実や効率的活用を 図ります。

〔施策の概要〕

① 商店街の整備

● 商店街や通り会連合会との連携や組織化を推進し、商店街のグレードアップを図るため、近代化事業や国・県の事業を活用した整備の促進を図ります。

② 商店経営の近代化促進

- 時代の変化に対応した意識の改革を図り、ITを活用した経営の健全化や近代化を 促進し、後継者の育成と確保に努めます。
- カード事業, 宅配事業, 地域通貨, 電子マネーのホームページ活用等によるサービスの向上などの検討を進めます。

③ 魅力的な商店街の形成

- ゆとりある空間づくりを進め、ますます多様化する消費者ニーズに対応できる魅力 ある店舗の整備を促進するとともに、人々が集う商店街の形成に努めます。
- 近代化事業を活用し、駐車場等の共同施設や各店舗の整備を促進します。
- ポケットパークや駅前広場を有効利用し、魅力ある商店街の整備を推進します。
- 魅力ある商業ゾーンの創出を図るため、商店街組織が実施する新商品の開発地域資源活用、イベント、街路整備、駐車場等施設整備事業や市街地商店街空き店舗等を活用した新規出店者への支援を行うとともに、既存商店街との相乗効果を高め、新規顧客の吸引を図るなど、商店街の活性化を促進します。
- 明るく住みやすい街づくりを推進し、通り会の街路灯の維持に要する経費の一部を 助成します。

4 サービス業の振興

- 市民生活を支える健康、福祉、文化、レクリエーション等のサービス業の振興に努めます。
- 高齢化や家事の外部化などに対応し、地域における雇用機会の創出につながるコミュニティ・ビジネスの起業促進に向けて、その支援システムを検討します。
- 地元食材を活用した料理の提供や接客向上に努め、飲食業の振興に努めます。

⑤ 融資制度の充実

- 国・県の制度資金の拡充や強化を要望し、積極的な活用を指導します。
- 市単独の融資制度である商工振興資金の充実と活用を推進します。
- 公的制度資金の借入に対する利子補給制度を創設します。

(2) 地域産業の裾野を広げる鉱工業の振興

〔基本的方向〕

鉱工業の振興は、将来における生産所得の大きな源泉となり、雇用の増大が期待されることから、既存の鉱工業の育成と新たな企業の誘致を積極的に推進し、鉱工業の多様化を図るとともに、地域資源を活用した地域産業の育成に努めます。

厳しい経済情勢や国際化に対応するため、設備の近代化、金融対策の充実・活用、人材の育成確保による経営基盤の充実や生産技術の高度化を進め、新製品の開発や販路の拡大を促進します。

〔施策の概要〕

① 地域産業の育成・振興

- 焼酎製造業・水産加工業等の既存企業においては、経営基盤の強化や多様化を図るとともに、技術の高度化と生産性の向上に努めます。
- 焼酎の原材料であるさつまいもの確保を図るために、地域農業との連携を強化し、 安定確保対策を進めます。
- 企業間の情報交換や技術交流など産学官金交流を促進し、付加価値の高い新製品や 新技術の開発を進めます。
- 経営者の意識改革を図るとともに、高度な技術や知識を有する人材を養成します。
- 市内商工業の振興発展に資するため、永年の職務の精励と産業の振興の尽力に対し 功績を讃える優良従業員市長表彰制度を継続して実施します。
- 中小企業の経営の安定化と活性化を図るため、鹿児島県中小企業団体中央会の実施する経営指導などの事業の経費の一部を助成します。
- 特産品の効果的な宣伝・紹介や販路拡大、商品開発や品質向上及び情報の収集・提供など、各事業に積極的に取り組む県特産品協会との連携の強化を図ります。
- 商工業者と農林漁業者との出会いの場や交流の機会を提供するとともに、啓発や研修等を通じて農商工等連携事業を推進します。
- 海外への販路拡大に特化した情報を発信するため、先進的な取組を行っている企業 と連携し海外ビジネスセミナーの実施を検討します。
- 海外見本市に出展する企業に対する出展費用の支援や市内食品加工業・焼酎産業などの中核的企業の海外販路拡大を促進し、その取引企業への波及効果を目指します。
- 「枕崎鰹船人めし」と「枕崎鰹大トロ丼」の全国的展開の取組に対する支援を強化 し、「食のまち枕崎」の魅力発信を行い、「食のまち枕崎」ブランドの確立を目指し ます。
- 地域資源を活かした「食」に関する名物的商品の開発及び販路拡大への地元事業者 等取組に対する支援を強化します。

② 金融対策の充実

- 国·県の制度資金の拡充や強化を要望し、積極的な活用について指導に努めます。
- 市単独の融資制度である商工振興資金の充実と活用を推進します。
- 公的制度資金の借入に対する利子補給制度を創設します。

③ 鉱業の振興

● 地元鉱山の健全な発展のため、鉱脈などの広域調査、精密調査の充実・強化を支援 します。

(3) 新産業・新規事業創出の環境づくり

〔基本的方向〕

経済社会の変化に対応し、本市経済の活性化と雇用の創出を図っていくため、産・学・官・金の連携のもと、地域の特性を生かしながら、新産業・新事業の創出を積極的に促進していきます。

〔施策の概要〕

① 起業家支援体制の整備

- 空洞化が進みつつある市街地の活性化を図るため、新たに事業にチャレンジする場の提供や市街地商店街空き店舗等を活用した新規出店者への支援を実施します。
- かごしま産業支援センター等関係機関との連携を強化し、起業・創業に関する様々な情報を提供するとともに、各種制度の活用を支援します。
- 地域資源を活用した新商品の開発, 販路開拓を支援するとともに, 新分野進出, 新商品開発の戦略立案を促進し, 新たな産業の創出を図ります。
- 域外需要を取り込む可能性を秘めた中核企業に対して事業拡大及び新分野進出等の際に必要な戦略策定、海外展開、販路開拓等を支援します。
- 創業志望者に対し、商工会議所等が中心となり新規創業のノウハウや財務、経営、 販路開拓等の習得を支援するための創業セミナーや個別指導等を行い、創業後につ いても定期的なハンズオン支援を実施します。
- 商工会議所や地域金融機関、各種関連機関、行政等が連携して創業希望者をサポートする「枕崎市創業支援ネットワーク(仮称)」において全面的な支援を行い、ワンストップ相談窓口を商工会議所に設置し、同ネットワーク内で連携を図りながら創業希望者に対する一貫したハンズオン支援を実施します。

② 創造的な人材の育成

- 創造的で感性豊かな人材の確保・育成のために、各種研修会の実施を検討します。
- 商工会議所が実施する融資斡旋事業, 商工振興対策事業, 中小企業経営支援事業, 商店街等活性化促進事業に要する経費の一部を助成します。

(4) 地域資源を生かした企業誘致の推進

〔基本的方向〕

地域の資源を活用した企業の誘致や産業の立地を進めるとともに、近年の経済状況や企業進出動向、インフラ整備の動向、企業誘致に係る要因変化等を踏まえた対応に努めます。

また、市ホームページの活用により、本市における企業誘致関連情報の発信に努めると ともに、企業誘致の新たな方策について検討します。

さらに、かつお節等の特産品を活かせる食品製造業が立地する地域や大都市圏への企業 誘致支援員の配置も検討します。

〔施策の概要〕

① 誘致活動と人材確保

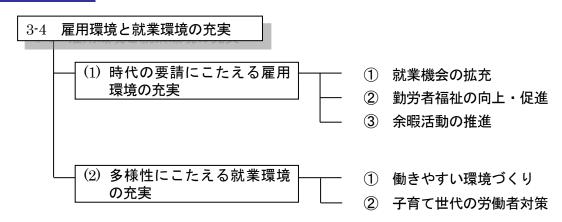
- 県や本市出身等との連携を密にし、情報収集に努めます。
- 効率的な企業立地情報の収集と積極的かつきめ細やかな誘致活動を行うため、大都市圏や食品製造業が立地する地域に企業誘致支援員の配置及び企業誘致促進補助金の拡充を検討します。

② 地場産業との協調

- 地場産業の活性化を促進する企業の誘致に努めます。
- 地域資源を有効に活用する企業の誘致を図ります。

3-4 雇用環境と就業環境の充実

〔施策の体系〕



(1) 時代の要請にこたえる雇用環境の充実

〔基本的方向〕

勤労者が生きがいを持って働ける魅力ある職場づくりのため、地場産業の育成・振興や 企業誘致を推進し、就業機会の拡充を図ります。

また、勤労者がゆとりと豊かさを実感できる職場環境、労働条件、福利厚生等、雇用環境の充実や余暇利用のための環境整備を推進します。

若者の地元への就職に関し、現在の若者定住育成協議会の事業内容を見直し、新規雇用者の地元定着率向上に向けた検討を行います。

〔施策の概要〕

① 就業機会の拡充

- 新規学卒者の地元志向を高める市民意識の浸透と、UIJターン促進活動を積極的に進め、関係機関と連携を強化し、迅速な就職情報の提供に努めます。
- 市と鹿児島労働局がそれぞれの強みを発揮し、一体的・総合的に地域の多様な雇用問題に関する対策を推進していくために、雇用対策協定の締結を検討します。
- 現在,若者定住育成協議会が実施している事業として地元高校生を対象にした近隣の企業訪問以外に,若者が異業種間で交流しあい地元に定着できるような新規事業を取り入れます。

② 勤労者福祉の向上・促進

- 就業形態の変化に対応するため、職業安定所と連携を図り、情報の収集提供に更に 努めます。
- 国・県・企業等の協力を得ながら、福利厚生面など勤労者の福祉向上の促進を図ります。

- 市内企業における従業員の休憩施設・ユニホームの整備を行うなど福利厚生の充実 に取り組む企業に対しその支援を行います。
- 従業員の処遇改善及び生産性向上を前提として行う従業員のスキルアップ研修や公的資格取得の取組に対して、国が行うキャリアアップ助成金を活用しながら、市としての助成制度を検討します。

③ 余暇活動の推進

- 勤労者の余暇利用対策として、福利厚生施策の推進を図ります。
- 若者の勤労意欲の向上を図るとともに、出会い・集い・憩いの場の提供にも努めます。

(2) 多様性にこたえる就業環境の充実

〔基本的方向〕

勤労者が働きやすい職場づくりに努め、女性労働者の妊娠・出産に関わる母性保護、健康管理やパートタイム労働対策、定年延長への対応など、諸制度や施設の積極的な活用を進め、勤労者の福祉の充実に努めます。

また、子育て世代の労働者対策として、産休や育児・介護休業制度の企業への啓発、病児・病後児保育の充実を行った上で、産休・育休中の欠員補充分としてUIJターン者のお試し雇用等の検討を企業に対し推進します。

〔施策の概要〕

① 働きやすい環境づくり

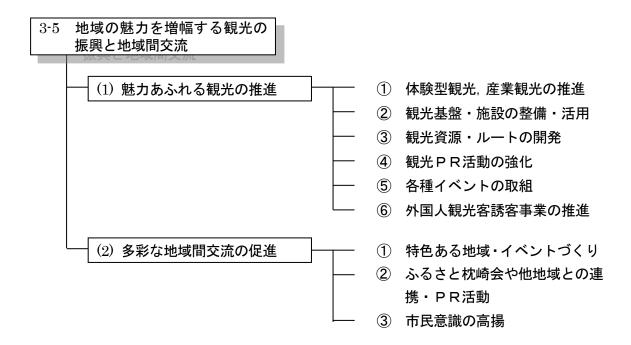
- 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を推進します。
- 高齢者については、シルバー人材センターへの登録を促進し、豊かな知識・技能・ 経験を活用できる就労の場の確保に努めます。
- 障害者については、関係機関と連携し職業訓練などの機会の提供を図るとともに、 企業等における法定雇用率に基づく雇用の拡大に努めます。

② 子育て世代の労働者対策

- 仕事と育児の両立支援を目指し、病児・病後児保育事業のさらなる推進や、子育て 包括支援センター等における一時預かりの検討を進めます。
- 産前産後及び育児・介護休業の取得促進のため、企業等への制度周知を推進します。

3-5 地域の魅力を増幅する観光の振興と地域間交流

〔施策の体系〕



(1) 魅力あふれる観光の推進

〔基本的方向〕

本市の観光については、南の海に開かれた地理的特性を生かし、海と豊かな産物を主体とした体験・滞在型観光地づくりを基本として、近隣市と一体となった広域的な観光ルートを設定し、観光施設の整備を図ります。

また、本市の自然や第一次産業、製造業などを観光資源としてとらえ、農業体験や工場 見学など体験型観光、産業観光の振興を図ります。

さらに、観光協会を中心に関係機関一体となったPRや南薩地域の関係団体との連携による広域的な誘客活動を積極的に展開し、本市経済の活性化を図ります。

〔施策の概要〕

① 体験型観光. 産業観光の振興

- 農業生産の場や農村・漁村の生活空間など、本市の持つ体験素材を活用して、体験型観光の振興を図ります。
- かつお節工場や焼酎工場、お魚センター等を活用して、体験型観光、産業観光を推進します。

② 観光基盤・施設の整備・活用

- 火之神公園については、民間活力を導入し、自然の景観を活かしながら、魅力ある 観光地づくりを推進します。
- 枕崎駅を起点とし、火之神公園・枕崎漁港周辺を結んだ観光施設のネットワーク化を図るとともに、市内観光ルートの環境整備に努めます。
- 観光案内所を拠点に情報発信に努め、特色ある観光案内板や道路案内標識等を整備するとともに、観光客の利便性を図るため、インターネット利用環境の整備を推進します。

③ 観光資源・ルートの開発

- 南溟館やアートストリートなどを活用したまち歩きツアー, レンタサイクル等を活用するなど, JR枕崎駅を活かした新たな観光交流事業の創出に努めます。
- 本市の優れた地域資源を活用し、着地型旅行商品の造成促進を図るとともに、その担い手となる観光ガイドの養成、観光拠点施設の人材育成等を進めることにより、交流人口の増加を図ります。
- 近隣市町との連携を深め新たな観光ルートの開発を推進するとともに、埋もれた産品や新メニューの開拓に努めます。
- 地域資源を活用した新しい特産品等の開発を進め、本市の「食・味」の観光資源化 を強力に推進します。

④ 観光PR活動の強化

- 本市の食と自然の魅力を紹介するホームページの充実に努め、国内外からの誘客を図ります。
- 観光キャンペーン時には情報媒体を最大限活用し、効果的なPR活動を展開します。
- 本市観光の推進母体である観光協会の充実と強化を図るとともに、近隣市町と連携 した広域的なPR活動に努めます。

⑤ 各種イベントの取組

● 枕崎港まつり、かつおまつり、新酒まつり等を話題性のあるイベントとして充実・ 発展させるとともに、市外に向けたプロモーション活動や他地域のイベントとの連携など情報発信力を強化することで集客力向上を図ります。

⑥ 外国人観光客誘客事業の推進

● 広域連携による一体的な観光キャンペーン、情報発信等により、海外での知名度向上を図り旅行商品化を進め、旅行地としての定着と滞在型観光地としての拠点を目指します。

(2) 多彩な地域間交流の促進

〔基本的方向〕

交流人口の増大を図るため、来訪者に満足されるまちづくりを進める一方で、地域の特性を生かした新たなイベントの開催や既存イベントの充実、更にはマスメディアの活用を図り、地域外の人々と楽しみ、親しむ、出会い・集い・憩いの接点を拡大し、交流人口の増大を促進します。

「ふるさと枕崎会」「友好都市」と連携し、交流や情報交換を積極的に図る中で、本市関係者を都市部における広報マンとして本市を全国にPRするように努めるとともに、市民自らが来訪者をもてなす活動に取り組みます。

〔施策の概要〕

① 特色ある地域・イベントづくり

- 来訪者に満足してもらえるよう民間活力の導入を促進する中で、地域の特性を生かした都市景観や街並みづくりに取り組むとともに、マスメディアを活用し、情報発信に努めます。
- 文化・スポーツ・産業などのイベントの充実や新たなイベント等の開催に積極的に 取組、出会い・集い・憩いの接点づくりに努めます。

② ふるさと枕崎会や他地域との連携・PR活動

- 「友好都市」との交流活動を通じて、本市を全国にPRし観光・商業の発展に努めます。
- 県外で行われる物産展に企業と共同して出展し、県外の人々への本市の物産品や観 光等のPR及び本県出身者相互の親睦及び連携を図ります

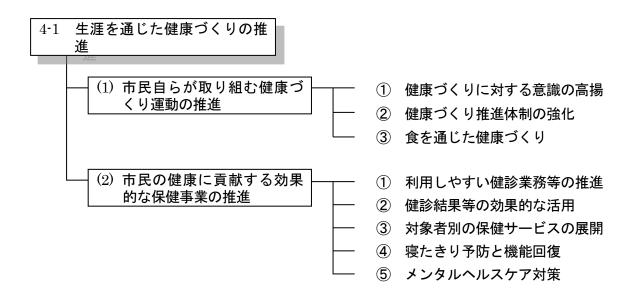
③ 市民意識の高揚

● 市民が地域の良さを再認識するための取組を進めるとともに、来訪者へのホスピタリティの向上を図ります。

第4章 健康ですべての人々にやさしいまちづくり(健康・福祉)

4-1 生涯を通じた健康づくりの推進

〔施策の体系〕



(1) 市民自らが取り組む健康づくり運動の推進

〔基本的方向〕

様々なイベントや広報活動を通した情報提供や活動参加の機会を拡充するとともに、多様な健康づくりのメニューを提供することにより、適切な運動習慣の普及を図り、市民の主体的な健康づくりへの参画を促進します。

また、地域における推進体制や拠点整備等を行い、日常的に健康づくりに取り組めるような環境づくりを進めます。

〔施策の概要〕

① 健康づくりに対する意識の高揚

- ウォーキング大会や市民健康教室等のイベントを開催し、健康づくりを体験できる場を提供するとともに、健康・保健に関する各種情報の提供に努めます。
- 生活習慣病やその原因となる生活習慣を改善するため、栄養・運動・休養等を取り 入れた各種健康教室を開催します。
- スポーツ団体等と連携し、個人のニーズに合った多様な健康づくりメニューと実践の場を提供します。
- 特定健診やがん検診の重要性について普及啓発し、受診勧奨していきます。
- 喫煙については、公共の場所や職場での完全分煙化を進めるため、分かりやすい情報提供体制の推進に努めます。
- 市報を活用した健康づくりに関する情報の掲載に努めます。

② 健康づくり推進体制の強化

- 保健推進員や健康指導員の活動強化や地域での各種教室開催等を通じて、健康づくりや食生活改善などに取り組むグループの育成強化を図ります。
- 健康づくりを身近な地域で実践できるように、公共施設や地区公民館等の有効利用 を図ります。

③ 食を通じた健康づくり

- 栄養、食生活の知識普及を効果的に推進するため、医療機関・各職域等との連携を密にし、情報収集・提携・技術支援等の強化を図ります。また、地場産品の積極的な活用を図りながら、市民の健康で良好な食生活の実現に寄与するよう努めます。
- 脳卒中予防のために、野菜・果物の摂取、減塩について学べる機会を提供します。

(2) 市民の健康に貢献する効果的な保健事業の推進

〔基本的方向〕

保健事業については、市民が参加しやすい事業を推進し、健診等への参加を促進するとともに、健診結果を活用した個別指導を充実するなど、市民の健康づくりに貢献できる効果の高い保健事業を推進します。

〔施策の概要〕

① 利用しやすい健診業務等の推進

- 受診者の利便性を考慮した実効のある健康診査とするために、特定健康診査と各種 がん検診を同時に実施する複合健診を推進します。
- 予防接種の意義や効果についての普及周知を図るとともに、接種率の向上に努めます。
- 健康教育や健康相談等については、地域単位での実施や、他の事業と組み合わせて の実施など、実施方法を工夫し、参加者の拡充を図ります。
- 特定健診や長寿健診については、医療機関で受診できる体制の充実を図っていきます。
- がん検診においては、早期発見・早期治療のため、検診の受診しやすい体制づくり を進めます。

② 健診結果等の効果的な活用

- 特定健康診査等の健診データの管理並びに分析を充実します。
- 生活習慣病予防のための生活改善指導の強化、訪問指導等の推進による事後指導の 充実に努めます。
- 特定健診の特定保健指導者又は特定健診データの有所見者に対する健康教育や個別指導を強化します。
- がん検診の要精密検診者への精密検診受診率向上に努めます。

③ 対象者別の保健サービスの展開

● 幼児期の各種健診を充実させ、むし歯有病者の減少を図るとともに、8020 (ハチマルニイマル) 運動の観点から、成人や高齢者に対する歯科保健対策を推進します。

● 母子の健康づくりや育児の環境づくりとして、地域ぐるみの母子保健活動を推進します。

④ 寝たきり予防と機能回復

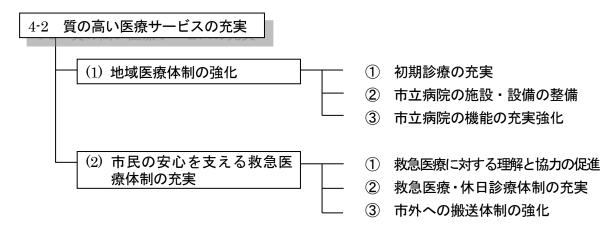
● 一人でも多くの高齢者が、要介護状態に陥ることなくよりよく生活を送れるように 転倒予防教室や簡単筋トレ事業等を継続して実施します。

⑤ メンタルヘルスケア対策

- 近年の社会情勢及び産業構造、労働環境の変化に伴い増加しつつある心の病について、その予防・早期発見・正しい対処法などの指導充実に努めます。
- 心の健康づくりについて、相談しやすい環境づくりや関係機関と連携した体制づくりに努めます。

4-2 質の高い医療サービスの充実

〔施策の体系〕



(1) 地域医療体制の強化

〔基本的方向〕

地域医療については、病気の早期発見・早期治療を推進するために、市民の初期診療に 対する意識高揚やかかりつけ医等の確保などを促進します。

また, 市立病院については, 診療体制の充実や災害時の対応病院としての機能を高め, 市民から信頼され親しまれる中核的医療機関としての病院づくりに努めます。

〔施策の概要〕

① 初期診療の充実

- 市民が身近なところで継続的な医療サービスを受けるため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の必要性についての普及や広報に努めます。
- 医療機関が市民の日常の健康状態等を把握するとともに、健診結果等のデータを活用し、効果的な診療ができる体制づくりを図っていきます。

② 市立病院の施設・設備の整備

- 現代医療の視点に立った施設と設備の整備や充実に努めます。
- 現有機器類の改善と充実を図ります。

③ 市立病院の機能の充実強化

- 災害時や感染症等の対応病院としての機能の構築を図ります。
- 検査体制や救急患者の受入態勢を充実します。
- 患者や家族が安心して自宅療養に専念できるように、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリなどの充実を図ります。
- 治療内容や薬についての説明の充実や、セカンド・オピニオンの推進など、患者に 対する適切な情報提供に努めます。
- 医療事故防止体制を強化し、適切かつ安全な医療の提供に努めます。
- 有為な人材の確保と育成に努め、快適な医療環境づくりを進めます。

(2) 市民の安心を支える救急医療体制の充実

〔基本的方向〕

救急医療体制については、市民の救急医療に対する知識の高揚と理解を促進するとともに、救急医療を円滑に行うために、市内医療機関における休日診療・救急医療の体制充実並びに市外への搬送体制の連携を図っていきます。

〔施策の概要〕

① 救急医療に対する理解と協力の促進

- 市民健康教室等を通じて、救急医療に対する知識の高揚と理解の促進に努めます。
- 献血事業については、市民の献血に対する認識を深めるとともに、地域や企業、各種団体等の協力を得ながら集団献血の推進を図ります。

② 救急医療・休日診療体制の充実

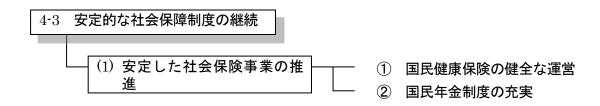
- 休日や夜間における救急医療に対しては、在宅当番医制や病院群輪番制を継続的に 実施します。
- 歯科の休日診療等については、歯科医師会との連携により、休日診療体制の構築に向けて検討します。

③ 市外への搬送体制の連携

● 市外の二次医療機関との日常的な連携を深め、市外への搬送体制を維持していきます。

4-3 安定的な社会保障制度の継続

〔施策の体系〕



(1) 安定した社会保険事業の推進

〔基本的方向〕

国民健康保険については、財政運営の都道府県への移管を始めとする医療制度改革に適格に対応し、歳入の確保と医療費適正化に取り組み、制度の安定化を図ります。

また,国民年金業務については,法定受託事務に加え,市民のニーズに応えるため国・日本年金機構と協力・連携し厚生年金等に係る業務の充実を図ります。また,国民年金制度に対する市民の理解を深め,普及・啓発を推進し受給権の確保と制度の安定化に努めます。

〔施策の概要〕

① 国民健康保険の健全な運営

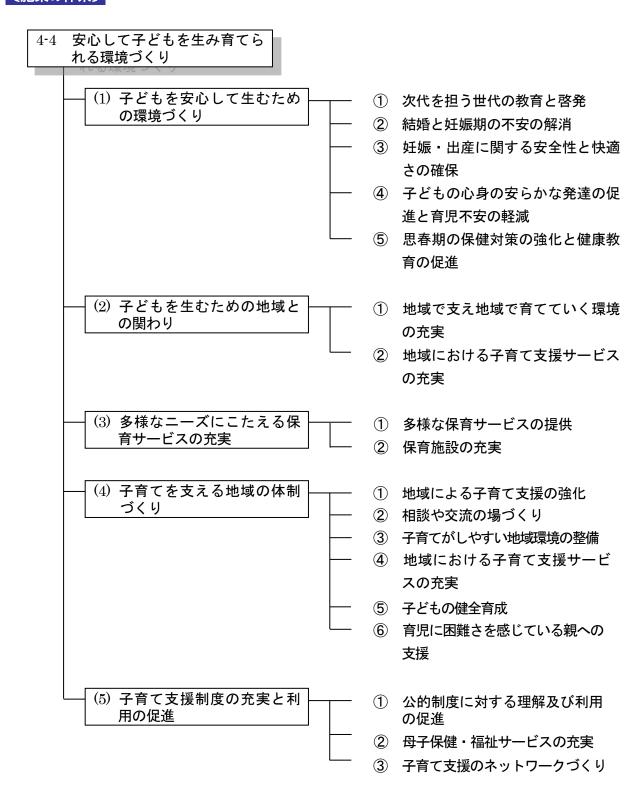
- 被保険者の国民健康保険税に対する納税意識の高揚や徴収体制の充実と強化により、収納率の向上と滞納整理に努めます。
- 特定健診の受診率向上や後発医薬品の利用率向上など医療費適正化に向けた取組 を進めます。

② 国民年金制度の充実

● 法定受託事務である国民年金業務について、制度の理解や多様化する年金相談業務に対応するため、広報活動等を推進し、関係機関と連携しながら制度に対する意識の高揚に努めます。

4-4 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

〔施策の体系〕



(1)子どもを安心して生むための環境づくり

〔基本的方向〕

次代を担っていく子どもたちを増やしていくために、少子化による人口減少に歯止めを かけ、安心して子どもを生める環境と、生まれてくる子どもにとって安心できる家庭環境 を構築していく施策が求められています。

まず、子どもを産む前段となる次世代対策として、保健所と連携し市内の中学校、高等 学校において思春期教育の実施を検討します。

また、婚姻対策としてコンカツ協議会や若者定住育成協議会事業との連携や、婚活イベントを開催する団体への援助、更には、経済的理由により婚姻に踏み切れない個人に対する助成なども検討します。

さらに、婚姻後の妊娠・出産については、産婦人科の存続への方策検討、妊娠届出時の健康相談、初妊婦講座の実施、妊婦に対する産後ケア事業の周知徹底など、妊産婦の不安や不満を解消できるような妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を検討し、不妊に悩む家庭へのケアを図るため不妊治療への助成も検討します。

〔施策の概要〕

① 次代を担う世代の教育と啓発

- 中学生から高校生期の生徒への婚姻から出産に対して夢と希望を持てる魅力的な 教育の発信に努めます。
- 若い世代が、結婚から出産へのステップを踏み出すための出会いの場を提供し、定 住化につなげます。

② 結婚と妊娠期の不安の解消

- 妊娠・出産期の不安を解消するため、健康講座や訪問事業などを実施します。
- 不妊で悩んでいる夫婦への相談窓口等を開設します。

③ 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

- 子どもを望む夫婦の経済的負担を少しでも軽くすることを目的に不妊治療の助成を実施します。
- 妊娠届出時(母子健康手帳交付時)に、妊婦が安全な妊娠・出産を迎えることができるように妊婦健康相談を実施します。
- 妊婦健康診査の受診を勧奨します。
- 地域において安心して出産できるよう、産婦人科医の確保等、産婦人科存続への方 策を検討します。

④ 子どもの心身の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業を実施し、保護者の心身の状況及び養育環境の把握に努めます。
- 乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の健康の保持及び増進に努めます。
- 定期予防接種を実施し、接種率の向上に努めます。
- 計測や育児相談を行います。
- 乳児健康診査において、離乳食・貧血予防食の試食を実施します。また、試食は母親同士のふれあいの場として提供します。

⑤ 思春期の保健対策の強化と健康教育の促進

● 学校における性教育、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の充実を図ります。

(2)子どもを生むための地域との関わり

〔基本的方向〕

子どもを健やかに育てるためには地域との関わりが不可欠です。そこで、妊娠期から出産、育児までの期間における妊産婦の不安を解消するために、妊婦同士の助け合いや、高齢者との交流による育児援助などを検討します。

〔施策の概要〕

- ① 地域で支え地域で育てていく環境の充実
 - プレママ教室, 妊婦学校の奨励地域活動事業, 地域子育て支援センター事業, 一時預かり, ファミリー・サポート・センター等を推進します。
- ② 地域における子育て支援サービスの充実
 - 初妊婦講座やプレママ教室、医療機関における妊婦健康教育の受講を勧奨します。
 - 子育て支援センターや子育てサロンなど地域の子どもの養育に関する情報の提供 を実施します。

(3) 多様なニーズにこたえる保育サービスの充実

〔基本的方向〕

保育所については、多様化する保育ニーズに対応できるよう、特別保育事業や学童保育、病児病後児保育等の多様な保育サービスを実施します。また、効率的で良質のサービスが提供できるように、安全対策を含めた保育所の施設・設備の整備充実を図ります。

〔施策の概要〕

- ① 多様な保育サービスの提供
- 病児・病後児保育,地域子育でセンター事業,延長保育,障害児保育,ファミリーサポートセンターによる支援,一時預かり保育等を推進し、子どもたちの生活スタイルに合った保育事業の提供を実施します。
- 小学生の放課後の安全対策を図るため、放課後児童クラブ活動を充実します。
- 各施設で働く職員の技術や知識の向上を図るため、各種研修会への参加を積極的に 働きかけます。
- ② 保育施設の充実
- 園舎の改善や遊具の整備など、良好な環境づくりの整備を進めます。
- 安心して子どもを預けられるよう,施設の安全点検や人的な体制の充実など各施設の安全対策を図って行きます。

(4) 子育てを支える地域の体制づくり

〔基本的方向〕

子どもを持つ親が外出しやすいように、多くの人が利用する公共施設等を中心に、施設 のバリアフリー化や多目的トイレの設置などを検討します。

また、保護者間の子育でに関する情報交換の場や相談体制などの更なる充実に併せ、市 民や地域による子育で支援を促進するための子育で包括支援センターの検討を行い、子育 てを地域で支える社会づくりを推進します。

〔施策の概要〕

① 地域による子育て支援の強化

- 母子保健推進員による地域活動などを強化し、子育てをする保護者の安心を支えます。
- 子育て支援や障害児保育等の活動を行うボランティアグループやNPO等に対する支援を行うなど、子育て支援に係る団体等の育成に向けた支援を行います。
- 児童館、児童センター及び子育て支援センターの充実に努めます。

② 相談や交流の場づくり

- 行政窓口の設置と併せ、子育て経験者等を活用し、子育てに関する悩み事等を相談できる相談体制を確立します。
- 保護者の情報交換や交流の場を提供することにより、保護者間の交流を促進します。

③ 子育てがしやすい地域環境の整備

- 市街地を中心に、公共施設や歩道の段差解消などのバリアフリー化を進めます。
- 公的施設をはじめ、公共性の高い施設について、託児コーナーや授乳室等の整備 を促進します。
- 地域において子育て世代を支えるため、いつでも安心して保健医療サービスが受けられるよう小児救急医療体制の充実について医師会と連携しながら検討します。

④ 地域における子育て支援サービスの充実

- 動生児訪問指導の充実や乳幼児の訪問指導の充実を図ります。
- すくすくお誕生日教室や子育てサロン等、地域の子どもの養育に関する情報の提供 及び助言を行います。
- 乳幼児健診において、発達障害や情緒行動について経過観察とした親子を対象に、 専門家が助言を行います。

⑤ 子どもの健全育成

● 健康診査の受診勧奨や母子保健事業の推進のため、地域において、母子保健推進員 が活動します。

⑥ 育児に困難さを感じている親への支援

- 母子健康手帳交付時における母親の状況の把握と相談を行います。
- 産後に宿泊またはデイサービスにて、助産師等による心身のケアや休養、育児サポート等のきめ細かい支援を行います。
- 各種健診や教室等における個別相談の充実を図ります。

- 支援の必要な親子についての情報を、医療機関の助産師や保育所・幼稚園の保育 士・教諭と共有し、連携して支援を行っていきます。
- 発達の遅れや、情緒行動について専門家へ相談する機会を確保します。

(5) 子育て支援制度の充実と利用の促進

〔基本的方向〕

育児休業制度等の公的な制度についての市民や企業等の理解並びに利用を促進するとともに、民間企業等における子育て支援を促進し、子育てと仕事を両立できるような就業環境づくりを進めます。

また、市の助成制度については、中学3年修了までの医療費無料化の継続や保育料の軽減などを検討します。

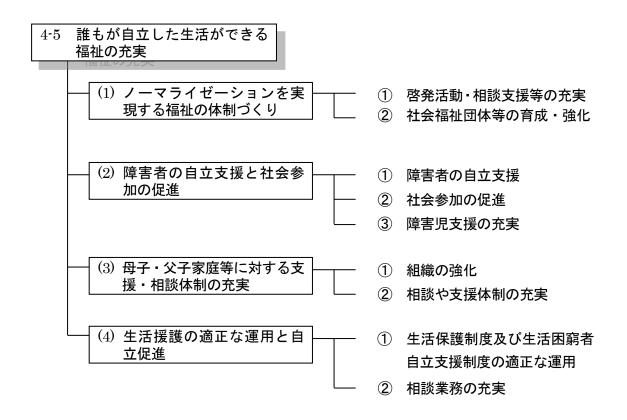
さらに、市内商店での子育て用品購入に対する割引制度の創設を検討します。

〔施策の概要〕

- ① 公的制度に対する理解及び利用の促進
 - 公的制度の制定や取得状況について把握しながら、広報活動を強化し、企業等に対する制度の意義などについての理解を促進します。
 - 公的制度についての市民に対する広報を強化し、理解を図るとともに、利用を促進します。
- ② 母子保健・福祉サービスの充実
 - 中学校第3学年修了までの医療費の無料化を継続して実施します。
- ③ 子育て支援のネットワークづくり
 - 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代 包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施します。
 - 育児支援冊子(子育て応援まくらざき)を配布し、子育てに関するサービスや、幼稚園・保育園での子育て支援、医療機関についての情報を提供します。
 - 関係機関・施設による「枕崎市子育てネットワーク会議」を開催します。

4-5 誰もが自立した生活ができる福祉の充実

〔施策の体系〕



(1) ノーマライゼーションを実現する福祉の体制づくり

〔基本的方向〕

高齢者や障害者等の社会的弱者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう。市民への啓発活動や相談支援の充実、地域生活支援拠点等を整備するとともに、社会福祉団体の育成や強化、また、市民がボランティア等として積極的に参画するなど、共生社会づくりを進めます。

〔施策の概要〕

- ① 啓発活動・相談支援等の充実
 - 社会的障壁をなくすため、障害者等への理解と協力を得られるよう、市民へ広報誌・お知らせ版等やパンフレットの配布を活用し啓発活動を推進します。
 - 相談支援等の充実を図るために、地域自立支援協議会等の場で関係団体等との連携 強化を推進します。また、障害等のある方が、地域での生活が安心して暮らせるよ う地域生活支援拠点等を整備します。

② 社会福祉団体等の育成・強化

- 社会福祉団体等の情報収集や運営費等の支援協力を行い、育成や強化を図るとともに、ボランティア活動の場の提供を図ります。
- 障害者等やその家族が互いの悩みを共有・情報交換のできる交流活動を支援するピアサポート等を推進します。

(2) 障害者の自立支援と社会参加の促進

〔基本的方向〕

障害者等が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを念頭に、障害者等の自己決定の尊重、一元的なサービスの実施による自立支援や就労等を含む社会参加の促進、障害者等の生活を地域全体で支えるなど、総合的なライフステージの支援体制づくりを推進します。

〔施策の概要〕

① 障害者の自立支援

- 障害者自立支援給付費事業等により障害種別によらない一元的なサービスを実施し、障害者等の自立支援を促進するため、訪問系サービスをはじめ、日常生活用具、補装具費の支援など、障害者等の日常生活の支援を推進します。
- 重度の障害者に対する医療費助成や、障害者医療費の給付を行い、経済負担の軽減に努める一方で、障害者の健康増進を図ります。
- 障害者虐待の早期発見をはじめとする虐待防止対策支援や、適切な対応、並びに障害者の権利擁護を推進するため、成年後見人制度利用を支援します。
- 障害者等の雇用について、自立支援協議会等や障害者就労支援ネットワーク会議等を活用し、企業等の理解を進めるとともに、関係機関と連携した情報収集を行うなど、障害者等の就労支援に努めます。
- 民生委員・児童委員の研修及び連携を充実し、さらなる障害福祉等への活動体制を 推進します。

② 社会参加の促進

- 各種スポーツ大会や地域活動等への積極的参加や社会活動等への参加を促進します。
- 障害者等が生活しやすい環境を整えるため、バリアフリー化の推進等、また関係機関との連携強化を図ります。

③ 障害児支援の充実

- すべてのライフステージにわたって障害者等の日常生活及び社会生活を支えていく必要があることから、障害児等の早期発見・早期療育につなげるため、関係機関との連携を推進します。
- 障害児相談支援をはじめ、児童発達支援等・放課後等デイサービス・保育所等訪問 支援を更に推進します。

- 障害児等に対して、障害者医療費の育成医療等の給付を行い、保護者の経済負担の 軽減に努める一方で、障害児等の健康増進を図ります。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成により、 障害児福祉のさらなる充実を図ります。

(3) 母子・父子家庭等に対する支援・相談体制の充実

〔基本的方向〕

母子・父子家庭等の福祉向上のため、物心両面からの施策の充実に努めるとともに、相 談業務の強化を図ります。

〔施策の概要〕

- ① 組織の強化
 - 母子寡婦福祉会を育成・強化し、各種行事への参加により自立を促します。
- ② 相談や支援体制の充実
 - 母子・父子等家庭の経済的安定と福祉の向上を図るため、相談や助言・指導等の強化に努めるとともに、医療費助成や福祉資金などの積極的な活用を促進します。

(4) 生活援護の適正な運用と自立促進

〔基本的方向〕

低所得者などの経済的自立と生活の安定を促進するため、生活保護制度及び生活困窮者 自立支援制度の適正な運用に努めるとともに、指導・助言や相談業務を積極的に推進しま す。

〔施策の概要〕

- ① 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運用
 - 生活保護世帯及び生活困窮者の実情を十分に把握し、適正な保護を行うとともに、 自立更生に関する適切な指導・助言を行います。
- ② 相談業務の充実
 - 民生委員・児童委員、関係団体等との連携を密にし、相談・助言業務の充実を図ります。

4-6 高齢者が安心して生活できる仕組みづくり

〔施策の体系〕

 4-4 高齢者が安心して生活できる 仕組みづくり
 ① 高齢者の組織活動の充実

 (1) 高齢者がいきいきと活躍で きる社会づくり
 ② 就業に向けた支援の強化

 (3) 高齢者の能力・経験の積極的な活用

(1) 高齢者がいきいきと活躍できる社会づくり

〔基本的方向〕

老人クラブの活動をはじめとする組織の充実並びに活動の強化を図るとともに、様々な機会を通じた社会参加の機会を拡充し、高齢者が積極的に社会参加できるように努めます。 また、高齢者の生きがいづくりとしての就業環境を整えるとともに、高齢者が培ってきた能力や経験が発揮できるような仕組みづくりを進めつつ、余暇対策としての囲碁・将棋等の学習講座の開催等も検討します。

〔施策の概要〕

① 高齢者の組織活動の充実

- 高齢者の組織活動の基盤である老人クラブについては、組織基盤の強化に対する支援とともに、加入・参加しやすい環境づくりをサポートします。
- 高齢者を対象とするニュースポーツやレクリエーション等の場の提供、イベント等の誘致に努めるとともに、高齢者学級等を通じた活動の充実を図ります。
- ボランティアグループだけでなく、経済活動を行う高齢者組合の設立促進など、高齢者の活動目的に応じた組織づくりに努めます。

② 就業に向けた支援の強化

- より多くの高齢者が個人の能力に合った仕事ができるように、シルバー人材センターに係る広報活動の強化等に努め、仕事の機会の拡充を図ります。
- 高齢者の生きがいづくりとしての就労を通じ、これまで培ってきた知識・経験を活かせるような仕組みづくりを支援します。

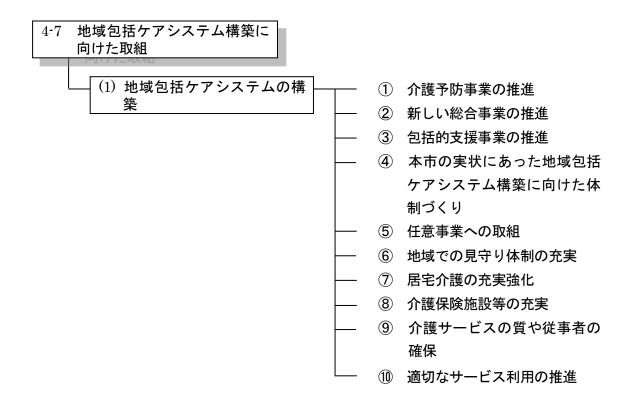
③ 高齢者の能力・経験の積極的な活用

- 高齢者が培ってきた能力や経験を、学校教育や生涯学習、地域へ活用するための仕組みづくりを進めるとともに、観光ガイドや地域ボランティアとしての活用などを検討します。
- 高齢者が外出するきっかけとなる事業を対象とし、高齢者元気度アップポイント事業に取り組みます。また、発展的施策として、高齢者元気度アップ地域包括ケア推

進事業に取り組み、地域社会の担い手として活躍が期待される元気な高齢者の受け 皿を作り、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。

4-7 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

〔施策の体系〕



(1) 地域包括ケアシステムの構築

〔基本的方向〕

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のため、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指します。

高齢者が住み慣れた地域の中で、保健・医療・福祉サービスを享受でき、安心し、生きがいを持って暮らせるように、住宅や食生活等の生活支援を充実させ、近隣住民やボランティア等による高齢者の見守りや介護予防の取組を強化します。

また、寝たきりや障害を持った状態でも住み慣れた生活ができるよう保健・医療・福祉の連携を図り、日常生活圏域を基本とした介護サービスの確保と介護家族への支援を充実し、在宅を中心とした介護を推進します。

自立して生活することに不安のある高齢者や在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、 心身の状況に応じてできるだけ今までと近い場所で生活ができるよう地域密着型サービス を中心に充実に努めます。

併せて本市の特性を踏まえ、すべての市民が健康で長生きできるための施策を有機的に 展開できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組を進めます。

〔施策の概要〕

① 介護予防事業の推進

- 要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象にした様々な介護予防事業を 推進します。
- 高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを 通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する 「てげてげ広場事業」に取り組みます。

② 新しい総合事業の推進

● 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の推進に向けて、地域の社会資源の発掘やサービスの連携体制の構築及び充実を図ります。

③ 包括的支援事業の推進

- 介護保険の認定者への介護予防ケアマネジメント事業を推進します。
- 地域の高齢者の実態把握や高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローする総合相談支援事業を推進します。
- 高齢者虐待の防止や早期発見、適正な対応等、権利擁護事業を推進します。
- 困難事例に対する介護支援専門員への支援及び地域の介護支援専門員や介護サービス関係者の研修会の開催やネットワークづくりなど包括的・継続的マネジメント事業を推進します。
- 保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等、多職種によるネットワークの根幹となる地域ケア会議を開催し、協働して個別ケースや地域の課題を共有し、課題解決に必要な資源開発や高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図ります。
- 枕崎市医師会と連携して、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、市民への普及啓発など、在宅医療・介護連携の推進に向けた事業に取り組みます。
- 認知症の早期診断により、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制の構築に向け、認知症初期集中支援チームの設置及び活動の充実に努めます。併せて、早期診断の際に地域の医療・介護・地域資源の紹介などの相談業務を担う地域支援推進員の配置に努めます。
- 認知症に対する理解の促進と偏見の解消を図るため、市民向けの講演会・講習会、 リーフレット・パンフレットの作成配布に取り組みます。
- 地域包括支援センター等における高齢者の総合相談窓口の充実,かかりつけ医・認知症サポート医・専門医のネットワークの構築など、関係機関と連携して認知症予防を支援する仕組みづくりを推進します。
- 地域で暮らす認知症の人やその家族を応援するため、「キャラバン・メイト」を活用し「認知症サポーター」の養成に努め、地域で認知症を見守る体制づくりを推進します。
- 日常生活の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続するためには、元気な高齢者などが担い手となって参加する住民主体の活動や、ボランティア・N PO・民間企業・協同組合等の多様な主体による様々な生活支援サービスを提供する体制整備が必要です。そのため、生活支援の担い手の養成・発掘等、地域資源の

開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を養成するとともに、生活支援サービスを行う多様な主体間の情報の共有や連携強化の場として 「協議体」を設置することにより、生活支援サービスの充実強化を図ります。

4 本市の実状にあった地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくり

● 将来人口推計や、保健・医療・福祉の課題、社会資源の現状など、本市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた体制づくりに努めます。

⑤ 任意事業への取組

- 枕崎市介護給付適正化計画を作成し、目標・計画性を持って事業を実施し、効果・ 課題を分析しながら適正化に資する取組を推進します。
- 家族介護支援事業等を継続して実施します。

⑥ 地域での見守り体制の充実

- 在宅福祉アドバイザー等のボランティアによる、ひとり暮らし高齢者に対する声かけ等の安否確認を推進します。
- 災害時や緊急時などに要援護者に対し迅速な対応ができるように、在宅福祉アドバイザーを中心とする地域見守りネットワークづくりを推進します。

⑦ 居宅介護の充実強化

- 居宅サービスに関する情報の発信などを通じて、サービスの内容や費用等の情報を 適切に提供することにより、要介護者が必要なサービスを受けられるように努めます。
- 要介護者のニーズ並びにサービス事業所の状況把握に努めながら、必要な居宅サービスの確保に努めます。
- 日常生活圏域で多様なサービスが受けられるように、介護保険事業計画に沿って各中学校区に地域密着型サービス事業所を整備し、認知症要介護者等の利用の促進を図ります。
- 介護家族を対象とする相談の充実を図り、介護家族の精神的負担の軽減に努めます。
- 家族介護を含む市民を対象とする介護教室の開催などを通じて、介護に対する関心 の醸成を図るとともに、介護に関する知識の普及に努めます。

⑧ 介護保険施設等の充実

- 現状や将来の人口等の推移を基に策定する介護保険事業計画に沿って、計画的な整備を進めます。
- 介護保険施設におけるサービスの質の更なる向上に努めます。

⑨ 介護サービスの質や従事者の確保

- 事業者への指導体制を強化し、質の向上を図ります。
- 地域包括支援センターと介護保険担当部署との連携を図りながら、サービス利用者からの相談や苦情に対する窓口を充実させ、問題の早期発見や解決に努めます。
- 各介護サービス事業所の連絡会や研修会、また、必要に応じて個別のケース検討会 を開催し、地域ケア会議を活用しながら、サービスの質の向上を図ります。
- 事業者への情報提供や研修に対する支援など、事業者のサービス提供能力の向上に 向けた取組への支援を行います。

● 介護従事者の人材不足が懸念される中,事業所の人材不足に対し保険者としてできる支援を検討します。

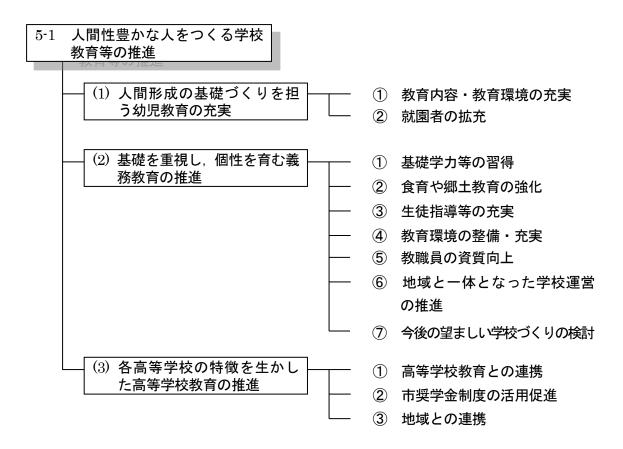
⑩ 適切なサービス利用の促進

- 介護保険サービスの利用状況の分析や、枕崎市介護給付適正化計画に基づき、ケア プランチェックなどを行い、適正で効果的なサービス利用が行われるように努めま す。
- 地域包括支援センターを中心に関連機関との連携を強化し、要介護者、要支援者の 実態把握に努めるとともに、サービスが必要な高齢者に適切なサービスが提供でき るように努めます。

第5章 豊かな人間性と文化を育むまちづくり(教育文化)

5-1 人間性豊かな人をつくる学校教育等の推進

〔施策の体系〕



(1) 人間形成の基礎づくりを担う幼児教育の充実

〔基本的方向〕

幼児教育は、幼児の健全な心身の発達や豊かな人格形成の上から最も重要なものである との基本認識に立ち、家庭や幼稚園等との連携を深めながら、幼児教育の充実に努めます。

〔施策の概要〕

- ① 教育内容・教育環境の充実
 - 教職員の資質向上のための研修事業を支援し、教育内容の充実を図ります。
- ② 就園者の拡充
 - 幼稚園就園奨励費補助事業等を行い、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

(2) 基礎を重視し、個性を育む義務教育の推進

〔基本的方向〕

義務教育については、基礎学力と基本的な社会習慣を身に付けることを大切にしつつ、 国際化や情報化等の社会環境の変化に対応した教育を充実します。

また、食育や郷土教育など、本市の産業や文化を生かした教育を充実するとともに、小・中連携を推進し、中1ギャップの解消や小学校から中学校へのスムーズな接続を目指します。

教育環境については、施設の段階的な改修等による学習環境の整備充実と併せ、緑化の 推進や安全対策などにより、安心して楽しく学べる環境づくりを進めます。

さらに、学校開放や学校運営への参加などを積極的に進め、学校、保護者、地域が一体 となった学校づくりを推進します。

近年問題となっているいじめ問題については、「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題専門委員会」等による未然防止や早期解決に努めます。

施策の推進に当たっては、枕崎市教育振興基本計画のもと、望ましい教育環境の整備・ 充実に努めます。

〔施策の概要〕

① 基礎学力等の習得

- 発達段階に応じた教育ができるように、9年間を見通した小・中一貫教育を継続して実施します。
- 小中相互乗り入れ授業による英語学習や算数(数学)の学習など、専門性の高い授業を行います。
- 基礎的・基本的な内容の定着のために、指導方法の改善に努めます。
- 国際化・情報化時代に通用する人材を育成するために、国際理解教育や外国語教育の充実に努めるとともに、パソコン等の教育機器を積極的に活用します。
- 豊かな心を育むために、体験学習や道徳教育の充実に努めます。
- 特別支援学級やことばの教室の整備充実に努め、特別支援教育の充実を図ります。

② 食育や郷土教育の強化

- 地元企業等の協力による職場体験や高齢者等の参加による歴史学習など、郷土に対する理解と愛着を図るための教育を推進します。
- 学校給食センターについては、食育と地産地消の充実など、安全で魅力ある学校給 食の環境づくりに努めます。
- 農業や水産業の団体等との連携による地場産品を取り入れた献立の充実や、偏食や食物アレルギーに対する個に応じた給食指導など食育を充実します。

③ 生徒指導等の充実

- 心のふれあいを重視した教育相談を充実するとともに、家庭・地域・関係機関との 連携を密にし、いじめや不登校等の未然防止を図ります。
- 発達段階に応じた進路指導、体験活動の実施等、全教育活動を通して能力と適性に 応じた進路指導の充実に努めます。

4 教育環境の整備・充実

- 枕崎市教育振興基本計画に基づき、これからの教育環境の整備・充実に努めます。
- 老朽化の進んでいる校舎等の改修・改築や非構造材の耐震補強などを計画的に行い、 施設の整備と充実に努めます。
- 校内の緑化や安全対策の強化など、安全で快適な学習環境づくりに努めます。
- 学校備品や学校図書の整備と充実に努め、児童・生徒の学力向上のための環境づく りを推進します。

⑤ 教職員の資質向上

- 各種研修会の充実や自主教育研究グループの育成等により、多様な研修の機会と場 を設けます。
- 学校ごとの研修体制を整え、先導的で実践的な調査研究を推進し、各学校における 教育課題の解決を支援します。

⑥ 地域と一体となった学校運営の推進

- 学校は、地域の拠点でもあることから、教室や校庭の積極的な開放に努めます。
- 学校運営について、保護者だけでなく、地域住民の積極的な参加を進め、学校・保護者・地域が一体となった学校づくりを推進します。

⑦ 今後の望ましい学校づくりの検討

● 少子化等の情勢の変化に伴う今後の望ましい学校づくりのあり方について検討し、 市としての方向性を策定します。

(3) 各高等学校の特徴を生かした高等学校教育の推進

〔基本的方向〕

高等学校については、枕崎高等学校及び鹿児島水産高等学校という2校の特色を生かした魅力ある学校づくりに協力するとともに、地域社会との連携を支援します。

また、卒業生の本市定着を促すため、産業界等との情報共有などの連携を進めるシステムの構築に努めます。

さらに、市民の学習機会の拡充のため、本市の特徴に合った高等教育機関等との連携を 図ります。

〔施策の概要〕

① 高等学校教育との連携

- 市内の高等学校の魅力を市民に伝えるため、学校と一体となった広報活動を進めます。
- 枕崎高等学校については、総合学科の特色を生かしたきめ細かい教育の充実を支援します。
- 鹿児島水産高等学校については、情報技術等を効果的に導入した教育の充実を支援するとともに、昨今の水産業の実情に対応し、出前授業など小中学校の体験活動との連携を推進します。

② 市奨学金制度の活用促進

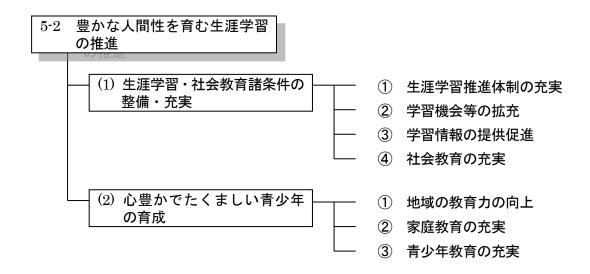
● 市奨学資金制度の活用を促進し、就学機会の充実に努めます。

③ 地域との連携

● 地域づくりへの積極的な参画や地域行事への参加を促進し、活性化対策などへの積極的な協力に努めます。

5-2 豊かな人間性を育む生涯学習の推進

〔施策の体系〕



(1) 生涯学習・社会教育諸条件の整備・充実

〔基本的方向〕

市民一人ひとりの多様な学習要求にこたえるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める生涯学習社会の形成を推進します。

また、社会教育関係者の資質の向上や社会教育関係団体の支援に努め、社会教育活動の活性化を促進します。

〔施策の概要〕

① 生涯学習推進体制の充実

- 生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の形成をめざし、各種関係機関や団体等との連携強化を図ります。
- 生涯学習の拠点である中央公民館や地区公民館等の施設の改善や設備の充実を図ります。

② 学習機会等の拡充

- 市民一人ひとりの多様な学習要求に応えるとともに、社会の必要課題等を踏まえて、 各種講座や各種学級等の内容の充実を図ります。
- 学習した成果を生かせる環境づくりを推進します。
- 市民が主体的な活動を行えるよう、学習グループの育成や支援に努めます。

③ 学習情報の提供促進

● 様々な学習需要に対応するため、学習機会や学習情報の提供を一層充実させるとともに、情報機器や視聴覚機器・教材などの活用と利用促進に努めます。

- 図書館については、文字・活字文化を継承する拠点として、読書活動の推進や、蔵書の充実をはじめ、各種資料の収集・整理・保存に努めます。
- 県内外の各図書館との連携による利用者へのサービスの向上を目指し、利便性の高い図書館システムの構築に努めます。

④ 社会教育の充実

- 各種研修会等を通じて社会教育関係者の資質の向上を図ります。
- 社会教育関係団体の組織や活動の充実を積極的に支援するとともに、団体相互の連携・協力を図ります。
- 人権教育の充実を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深めます。

(2) 心豊かでたくましい青少年の育成

〔基本的方向〕

青少年を心豊かにたくましく育てるために、家庭教育への支援や青少年を対象とした豊かな体験活動の機会の充実に積極的に取り組むとともに、地域社会の活性化を図りながら地域の連帯感や地域の教育力を高めます。

〔施策の概要〕

① 地域の教育力の向上

- 学校・家庭・地域社会が一体となって青少年の健全育成を図ろうとする気運を高めるため、市民あいさつ運動の推進やまくらざき学校応援団などの充実に努めます。
- 自治公民館や子ども会育成会など各地域内の青少年育成関係団体の活性化に努めます。

② 家庭教育の充実

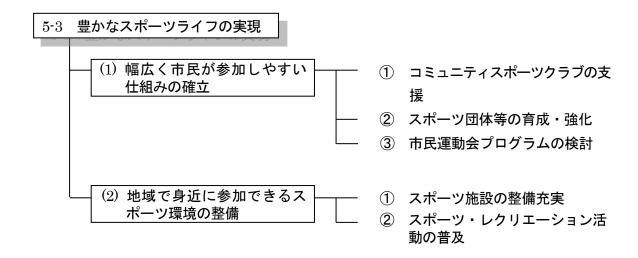
● 家庭教育学級・子育て講座等、保護者を対象とした学習機会の提供や子育てグループ等の支援、相談活動の実施等を推進し、教育の出発点である家庭教育の充実に努めます。

③ 青少年教育の充実

- 青少年を対象とした体験活動・ボランティア活動の事業の充実を図り、心豊かでたくましい青少年を育成します。
- 子ども会など青少年団体の活動の活性化や、研修会等の実施を通じて、リーダーの 養成に努めます。

5-3 豊かなスポーツライフの実現

〔施策の体系〕



(1) 幅広く市民が参加しやすい仕組みの確立

〔基本的方向〕

生涯スポーツ振興の柱として、幅広い世代の人が参加できるコミュニティスポーツクラブを支援するとともに、スポーツ団体等の育成を図ります。また、市民運動会のプログラム等についても、多くの市民の参加を促すためのプログラムを検討します。

〔施策の概要〕

- ① コミュニティスポーツクラブの支援
 - 生涯スポーツの柱となるコミュニティスポーツクラブの支援・助成に努めます。
 - 民間スポーツクラブ等との連携を図り、スポーツへの参加機会の拡充に努めます。
- ② スポーツ団体等の育成・強化
 - 競技力の向上やスポーツの振興のため、市体育協会をはじめとする各種競技団体の 自主的活動の促進に努めます。
 - 地域に根ざした生涯スポーツの振興のため、スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導者の資質向上を図るとともに、社会体育指導者の発掘や育成に努めます。
- ③ 市民運動会プログラムの検討
 - 多くの市民がだれでも気軽に参加しやすいようプログラムの内容の検討をします。

(2) 地域で身近に参加できるスポーツ環境の整備

〔基本的方向〕

鹿児島国体に向けた総合体育館などスポーツ活動の拠点となる社会体育施設を計画的に 整備するとともに、学校体育施設等の有効活用に努め、市民のニーズに合ったスポーツに 親しめるような仕組みづくりを進めます。また、市内に点在する公園の利活用も検討します。

〔施策の概要〕

① スポーツ施設の整備充実

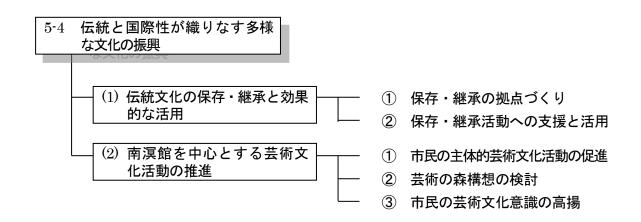
- 国体開催に向けての総合体育館の整備やスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる社会体育施設の整備を計画的に行います。
- 地域でのスポーツの普及・振興を図るため学校体育施設の開放を積極的に行い、その有効活用を図ります。
- 身近な地域で日常的にスポーツ活動ができるように、地域におけるスポーツ環境の整備や市内に点在する公園の利活用も検討します。

② スポーツ・レクリエーション活動の普及

- 生涯スポーツ活動としての各種スポーツ大会等を開催・支援します。
- 家族や仲間でいつでも気軽に親しめるニュースポーツ・軽スポーツの普及に努めます。

5-4 伝統と国際性が織りなす多様な文化の振興

〔施策の体系〕



(1) 伝統文化の保存・継承と効果的な活用

〔基本的方向〕

伝統文化は先人が残してきた貴重な財産であり、その保存・継承に向けて、拠点施設の整備やソフト面での対応を充実するとともに、学校教育や生涯学習等への効果的な活用を図り、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する心の醸成を図ります。

〔施策の概要〕

- ① 保存・継承の拠点づくり
 - 貴重な文化財や民俗資料の収集整理と保存・継承のため、既存の施設を利用して歴 史資料室の整備を行います。
 - 史跡等については、現状保存に努めるとともに、市民が身近に親しめるような環境 づくりに努めます。
- ② 保存・継承活動への支援と活用
 - 文化財等の保存・継承に関わる団体に対して支援を行います。
 - 古い写真資料や無形文化財については、デジタル化による保存を進めます。
 - 学校教育での体験や生涯学習など、幅広い年代の市民が文化財や伝統文化に触れる機会の拡充に努めます。

(2) 南溟館を中心とする市民参加の芸術文化活動の推進

〔基本的方向〕

市民の芸術文化活動については、文化団体等の主体的な活動への支援やアートストリートを活用したソフト事業の展開とともに、国際芸術賞展開催に併せた南溟館の改修や周辺を芸術の森として整備することを検討し、南薩の芸術文化活動の拠点づくりを進めます。

〔施策の概要〕

① 市民の主体的芸術文化活動の促進

- 文化協会等の文化活動団体に対し、活動の活性化に向けた情報提供などの支援を行います。
- 市総合文化祭をはじめ、文化団体やグループ活動の成果を発表する機会を拡充する など、市民の主体的芸術文化活動の促進に向けた支援を行います。
- 枕崎国際芸術賞展をはじめ、企画展や演劇、コンサート等の自主企画を推進し、優れた芸術文化に接する機会を提供します。

② 芸術の森構想の検討

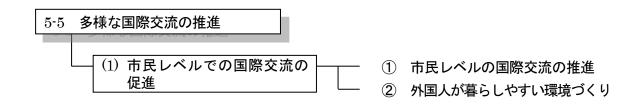
- 南溟館については、施設の改修と設備の充実を図り、芸術文化活動の拠点にふさわ しい施設としての整備を図ります。
- 南溟館の周辺地域については、自然や芸術作品群とのふれあいの中で、楽しく散策できる芸術の森を目指して、敷地内への作品設置と植樹を推進します。

③ 市民の芸術文化意識の高揚

● 身近に芸術文化に接する場として整備したアートストリートでのソフト事業の展開により、文化意識の醸成を図ります。

5-5 多様な国際交流の推進

〔施策の体系〕



(1) 市民レベルでの国際交流の促進

〔基本的方向〕

派遣事業等の国際交流事業や市内での外国人との交流事業などを推進し、国際社会を身近に理解し、体験できる地域づくりを進めます。

また, 在留外国人等に対する支援や外国人の受け入れに対する相談の充実などにより, 外国人が暮らしやすく, 訪れやすい地域づくりを進めます。

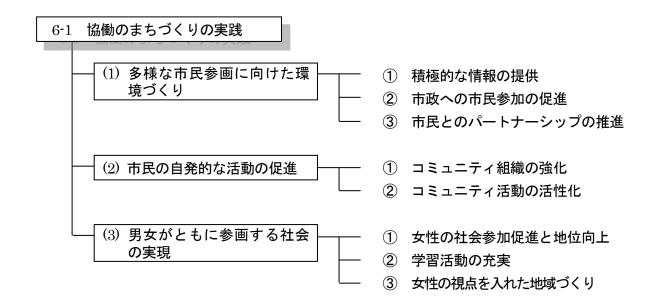
〔施策の概要〕

- ① 市民レベルの国際交流の推進
 - 青少年国際交流派遣事業等を継続的に推進します。
 - 市民や民間が推進する市民レベルの国際交流事業について支援します。
 - 市民と在留外国人が交流するイベント等の交流事業を推進します。
- ② 外国人が暮らしやすい環境づくり
 - 生涯学習講座等を利用して市民の外国語研修機会を充実します。
 - 在留外国人に対する相談窓口の開設や語学取得への支援を検討します。
 - 外国人労働者を受け入れる事業所等に対して、法制度等に関する情報提供や相談事業などを推進します。

第6章 着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり(行財政)

6-1 協働のまちづくりの実践

〔施策の体系〕



(1) 多様な市民参画に向けた環境づくり

〔基本的方向〕

行政と市民との情報提供・情報交換を積極的に推進し、広報・広聴活動を充実するとと もに、多種多様化する市民ニーズを的確に把握した施策の推進に努めます。

また, 市民に語ることと, 市民から聴くことを基本にし, 真の市民参加と市民自治の実現を目指し, 市民一人ひとりが誇りの持てるまちづくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが、まちづくりにおける役割と責任を自覚し、行政と協働していくための活動の目安となる「市民協働によるまちづくりを進めるための指針」を着実に推進するほか、その活動に住民が参加しやすい環境づくり、自発的な活動を支援する組織づくりに努めます。

〔施策の概要〕

① 積極的な情報の提供

- ホームページリニューアルによる情報発信力の向上に努めます。
- 読者が読みやすく、魅力ある広報紙づくりに努めます
- テレホンサービスによる情報の提供を促進します。

② 広聴活動の充実

- 多くの市民の意見やアイデア等を把握するため、市長と語る会を開催します。
- 市政モニターとの意見交換会等を実施することによる活性化を目指します。

● 地域連絡員制度等の積極的な活用を推進します。

③ 市民とのパートナーシップの推進

- 行政と市民との相互理解と適切な役割分担に基づいた協働によるまちづくりを進めるため、研修機会の充実を図り、協働の担い手としての人材育成に努めます。
- 民間非営利活動等に対する窓口の充実に努め、自主・自発的な取組を支援します。
- ボランティア登録制度の充実を図り、市民のボランティア活動への参加を促進します。
- 地域づくり組織、民間非営利団体(NPO)等への行政事務等の委託を推進するなど、多様な主体により支え合うパートナーシップのまちづくりを推進します。

(2) 市民の自発的な活動の促進

〔基本的方向〕

市民が安全で快適に暮らし続けるためには、豊かで活力ある地域社会を存続させていくことが重要となるため、自らの地域を自らの力でつくり育てることを基本とした地域自立活動を促進し、地域づくりの活動が活発に展開されるよう地域活動活性化のための支援制度の充実や情報提供、人材育成などを進めます。

また、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを行うため、住民自らが行う地域づく りのビジョンの実現を行政が支援しながら、「小さな拠点」事業として推進することにより、 過疎化の進行に歯止めをかけます。

さらに、各地域や各団体が連携しネットワーク化することにより、さらなる地域活性化 を図ります。

〔施策の概要〕

① コミュニティ組織の強化

- 基幹となる集落に生活サービスや地域活動拠点などの機能を集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を各校区に整備します。また各拠点に地域おこし協力隊など外部人材を積極的に活用するなど支援します。
- 住民主体のまちづくりを促進し、地域力を高める組織づくりや公民館組織の機能強化のため、公民館の再編成や各公民館合同による活動等の推進を図ります。

② コミュニティ活動の活性化

- 地域コミュニティ活動の活性化のため、「地域活動活性化推進員制度」の拡大を図るとともに、活動の充実のため研修機会や情報の提供に努めます。
- 地域が自立し積極的な活動が展開されるよう、各地域の資源や人材を活用した取組 を支援します。

(3) 男女がともに参画する社会の実現

〔基本的方向〕

将来にわたって持続可能で活力ある地域社会の実現のためには、すべての市民がその人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことが求められています。

そうした環境づくりを図るため学習や社会参画に主体的に取り組み、女性と男性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる 男女共同参画社会を推進します。

さらに、仕事と家庭生活の両立支援や男女がともに働きやすい環境づくりを推進する取組を行っている事業者を、広報紙やホームページ等を通して紹介し、他の事業者への啓発促進を図ります。

〔施策の概要〕

① 女性の社会参加促進と地位向上

- 配偶者等からの暴力に悩む女性を守るため、相談体制を整備し、支援の充実を図る とともに、市民に対する啓発、特に若年層を対象とする予防啓発を推進します。
- 女性の社会参加活動を支援するため、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行の見直しを進め、家事・育児・介護等への男性の参画を推進します。
- 社会的意思決定の場としての各種審議会等への女性の参画と登用を推進します。
- 市民への理解を深めるため、男女共同参画についての広報や情報提供等の充実を図ります。
- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の適切な運用を図るなど、就業環境の整備 に取り組んでいる事業者を広く紹介し、他の事業者に対する制度の意義等について の理解を促進します。
- 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現のため、多様な働き方に対応した子育で支援や介護などのための社会的基盤づくりを進めます。

② 学習活動の充実

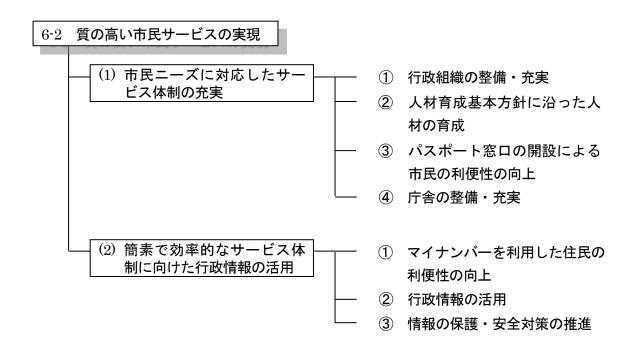
- 生涯を通じての多様な学習機会の充実に努めるため、男女共同参画フォーラムや研修会、行政と語る女性の集いを開催します。
- 幅広い視野を持った女性リーダーの育成を図るため、先進地への視察と交流に努めます。

③ 女性の視点を入れた地域づくり

- 地域におけるボランティア活動、国際交流活動、女性団体・グループの行う各種の 自主的活動を支援します。
- 地域における多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上のため、防災・復興の分野における女性をはじめ多様な人材の参画を拡大します。

6-2 質の高い市民サービスの実現

〔施策の体系〕



(1) 市民ニーズに対応したサービス体制の充実

〔基本的方向〕

県からの権限移譲、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応した機能的な組織機構の構築に取り組むとともに、枕崎市人材育成基本方針に沿って、各種研修を積極的に取り入れ、また、人事評価制度の導入により職員の能力開発、適材配置などの人事管理に役立て、人材育成や組織の活性化を進めます。

また、官民協働による利便性の高いサービスを提供することや、行政の各分野で I C T (情報通信技術) や社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度などを最大限に活用するため、環境の整備を進めます。

さらに、庁舎の持つ住民サービスの機能と災害時の対策本部・基本施設としての機能を 維持するため、現庁舎の耐震補強工事及び長寿命化工事等を実施し、適切な維持管理に努 めます。

体の不自由な方や高齢者への配慮、子育て支援等の住民ニーズに対応するため、庁舎環境の整備や行政執務スペースの見直しについて、検討を進めます。

〔施策の概要〕

① 行政組織の整備・充実

- 市民の行政ニーズ、社会情勢等に対応しながらスクラップ・アンド・ビルドの原則を堅持し、機能的・効率的な組織機構の確立に努めます。
- 新たな政策課題や重点施策等については、組織間の連携強化や相互調整を図るとと もに、合理的な組織再編に取り組み、課題解決に努めます。
- 市民が求めるサービスを適切に提供するため、業務マニュアルの作成や窓口案内の 改善など、住民満足度向上に向けた取組を推進します。
- 時間外延長窓口や公共施設の利用時間の弾力化など、窓口等サービス時間の弾力化 を実施します。
- 課・係を越えた相互応援体制など、機動性や効率性の高い組織体制を検討し、業務の効率化を図ります。

② 人材育成基本方針に沿った人材の育成

- 市民のニーズ・社会情勢に対応するため、職員研修を充実させることにより、 専門的知識の向上を図ります。
- 人事評価の導入により職員の能力や適性などを客観的に評価し、能力開発、適材配置などの人事管理に役立て、人材育成や組織の活性化を進めていきます。

③ パスポート窓口の開設による市民の利便性の向上

● パスポート窓口を開設することにより、一層の市民の利便性の向上に努めます。

④ 庁舎の整備・充実

- 現庁舎については、耐震補強・長寿命化による使用年限の延長を図り、省エネビジョン等に基づいた適切な維持管理に努めます。
- 新庁舎建設については、建設に向けた基金の積立及び検討を行います。

(2) 簡素で効率的なサービス体制に向けた行政情報の活用

〔基本的方向〕

平成27年10月から開始されたマイナンバー制度の周知活動に努めます。個人番号カードは、番号利用時に本人確認に利用されるほか、写真付きの公的な身分証明書として幅広く利用可能となるものであり、各種手続きの簡素化が図られます。住民サービスの向上と行政運営の効率化など、マイナンバー制度の導入効果が最大限発揮できるよう個人番号カードの交付(平成28年1月から)について、積極的に推進します。一層の住民の利便性向上及び各種行政事務の効率化を推進するため、更なるマイナンバー制度の利活用を検討します。

また, 地方税電子申告支援サービスの更なる活用を図り, 課税支援システムの導入やコンビニにおける各種税目の収納, 住民票の交付等を検討し, 住民の利便性や行政効率の向上に努めます。

〔施策の概要〕

- ① マイナンバーを利用した住民の利便性の向上
 - マイナンバーを記載した個人番号カードの普及に向けた周知活動に努めます。
 - 個人番号カードの活用により、市役所での各種手続きの簡素化や確定申告などでの 利便性を高めます。

② 行政情報の活用

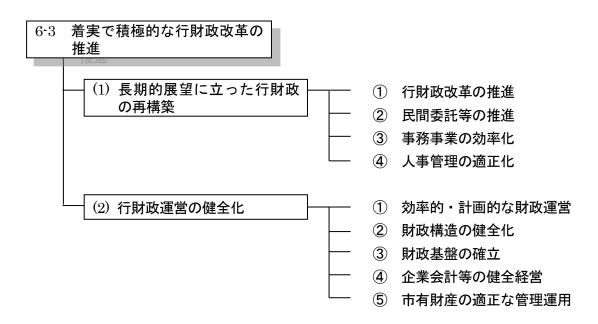
- 地方税電子申告支援サービスの更なる活用や住民税課税支援システムの導入を行い、課税業務の効率化を図り、市民サービスの向上に努めます。
- 固定資産台帳及びマイラー(地籍調査時測量図面)を電子化し、課税業務の効率化 や窓口対応の迅速化を図ります。
- コンビニを利用した市税等の収納体制の拡充や、住民票の交付などを検討します。

③ 情報の保護,安全対策の推進

- 住民情報システムのクラウド化と庁内ネットワークの再構築により、高度なセキュリティ体制を構築し、住民の情報資産を安全に保護することに努めます。
- 個人情報などを安全に保護するため、情報セキュリティ対策及び職員の研修を強化 し情報の保護・安全対策の推進に努めます。

6-3 着実で積極的な行財政改革の推進

〔施策の体系〕



(1) 長期的展望に立った行財政の再構築

〔基本的方向〕

限られた財源の中、最少の経費で最大の効果を生み出すという基本理念の下、事務事業 や組織機構等の見直しを図ります。

組織機構の見直しについては、県からの権限移譲、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応しながら全体的な組織機構のスリム化を図り、簡素で効率的な組織機構の構築に向けて取り組みます。また、政策課題や重点施策等については、人的資源の戦略的な配置や組織体制整備の観点から、効果的な施策実施を推進するため、組織の新設を含めた見直し、合理的な再編にも取り組みます。

行政の守備範囲を見直していく中で、民間と行政の適切な役割分担の下、事業や業務の担い手を見直すことにより、効率的・効果的な事業実施、事業成果の向上につながるものについては、積極的に民間委託等を進めます。また、公共施設への指定管理者制度導入についても、民間委託等と同様に推進します。

さらに、公共施設等の老朽化対策が課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後、同時期に集中的に施設改修・更新等の財政需要が高まることが予想されます。公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって、人口減少等による施設の利用需要の変化も考慮し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

住民ニーズの多様化・高度化や複雑・困難化する行政課題等について、的確に対応できる人材の育成に努めます。人事評価制度を導入し、職員一人ひとりの能力・資質の向上に努め、組織全体の士気高揚と公務能率の向上を図ります。

〔施策の概要〕

① 行財政改革の推進

- 総合振興計画の実施計画や財政計画に連動した「行財政集中改革プラン」に基づいて、計画的に行財政改革を推進します。
- その他の新たな行革案件についても積極的に取り組み、更なる行財政改革の推進を 図ります。
- 各課で設定する目標,課題や主要施策について,その取組結果や実績・成果を精査・ 検証し、PDCAサイクルの確立と効率的で質の高い行政運営に取り組みます。
- 公共施設等総合管理計画を策定し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の効率的かつ効果的な配置、運営に取り組みます。

② 民間委託等の推進

- 「民間にできることは可能な限り民間に委ねる」ことを基本として、施設管理や事務事業等について点検を行い、効果的で効率化が図られるものや事業成果の向上につながるものについては、積極的に民間委託等を推進します。
- 公の施設の管理について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、 住民サービスの質の向上が図られ、施設設置の目的を効果的に達成するものについ ては、指定管理者制度を導入します。

③ 事務事業の効率化

- 実施した事業等の実績・成果を検証し、以後の行政運営に反映させていく仕組みづくりを確立し、PDCAサイクルを定着させて、住民満足度向上や事務事業の効率化を推進します。
- 事務事業全般にわたって、行政と民間・市民の役割分担のあり方や、受益と負担の公平確保・費用対効果などを精査し、事務事業の選択と重点化を図るとともに、事務事業の再編や整理等を進め、経費の節減と効率化を推進します。
- ICTの活用により、事務手続きの簡素化や事務処理の迅速化を進め、市民の利便性の向上と事務の効率化を推進します。

④ 人事管理の適正化

● 人事管理については、人事評価制度の導入により職員の能力開発等に努めます。

(2) 行財政運営の健全化

〔基本的方向〕

人口減少及び少子高齢化の進行に伴い、市税をはじめとする自主財源や地方交付税など、必要となる一般財源総額の確保は厳しい状況となる一方で、社会保障関係費にかかる負担が増加することが予想される中、持続可能な財政構造を維持するため、効率的・計画的な

財政運営、財政基盤の確立、企業会計等の健全経営などを通じて主要財政指標の適正な管理に努め、行財政運営の健全化に取り組みます。

また、財務諸表を活用し、健全化判断比率と組み合わせた分析を行うことで、中長期的な資産・債務管理や財政運営の効率化・適正化を図るとともに、財政運営における一層の透明性や説明責任の確保を図ります。

〔施策の概要〕

① 効率的・計画的な財政運営

- 市民ニーズを的確に把握しながら、「選択と集中」の理念の下、必要性、緊急性、 費用対効果や後年度負担などを総合的に勘案の上、真に必要となる事務事業を厳選 して限られた財源を効果的・効率的に配分します。
- 社会経済情勢の変化に対応しながら歳入・歳出のバランスのとれた計画的な財政運営を行っていくために、中・長期的かつ総合的な展望に立った財政計画を策定します。
- 統一的な基準により整備する新たな財務諸表を活用し、健全化判断比率と組み合わせた分析を行うことで、中長期的な資産・債務管理や財政運営の効率化・適正化を図るとともに、財政運営における一層の透明性や説明責任の確保を図ります。

② 財政構造の健全化

● 職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況を十分に認識する中で、前例にとらわれない柔軟な発想やコスト意識を持ち、減少する歳入総額に耐えられる歳出構造にしていくため、行財政集中改革プランに掲げられた実施項目を確実に実行する中で行財政改革を積極的に進め、財政の健全化を推進していきます。

③ 財政基盤の確立

- 自主財源の確保のため、その根幹をなす市税については、課税客体の正確な捕捉に 努め収納率の向上を図るとともに、税負担の公平を期す観点から特に滞納繰越分の 収納に努めます。
- 分担金や負担金、使用料、手数料などの税外収入についても、事業の性格や受益の 度合、負担能力等を総合的に検討して受益者負担の適正化を図るとともに、収入未 済額の解消に努めます。
- 安定的な財政運営に必要となる財源を確保するため、地方交付税制度について、財政基盤の脆弱な地域の実情に配慮するよう引き続き国に要望します。

④ 企業会計等の健全経営

- 企業会計・特別会計については、業務の合理化と効率化を図るとともに、独立採算制を基調とした経営基盤の安定に努めます。
- 外郭団体等については、目的や機能を見直すとともに、より効果的、効率的な体制 へと改善するために、外郭団体の機能見直しや再編を検討します。

⑤ 市有財産の適正な管理運用

● 土地開発公社保有地の計画的な買取りを実施するとともに、公共施設用地の適正な 管理を図り、遊休地の処分に努めます。

6-4 生活圏の拡大に対応した広域行政の推進

〔施策の体系〕

6-4 生活圏の拡大に対応した広域 行政の推進 (1) 広域行政の推進 ① 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

〔基本的方向〕

人口が減少する中、生活圏は拡大しており、まちづくりや行政サービスのさらなる向上 のためには、周辺市との連携が重要となっています。

また、国の方針にも中心市等の記載があることを鑑み、各市の地域性を活かしながら周辺市との連携強化を図ります。

〔施策の概要〕

① 広域行政の推進

- 周辺市との連携を強化し、広域行政体制の再編・充実を図るとともに、事務の共同 処理や施設の共同利用・政策連携を推進し、効果的・効率的な広域行政を展開しま す。
- 幅広い交流機会や連携の仕組みづくりを積極的に進め、集客・交流人口の拡大や新たな産業の創出、地域経済の活性化などに努めます。
- 観光,産業,学術・文化,環境,福祉など,共通する地域課題や目標により多様な 都市間連携を推進し,交流のための組織化やイベント等の開催など,多様な分野に おける重層的な交流ネットワークを創造します。



参考資料

- 〇 枕崎市民憲章
- 〇 枕崎市総合開発協議会規則
- 枕崎市総合開発協議会委員名簿・まちづくり委員会委員名簿
- 〇 枕崎市総合振興計画策定委員会規程
- 〇 用語の開設

枕崎市民憲章

黒潮と太陽と緑の自然にはぐくまれたわたしたちのまち枕崎 を、さらに豊かで明るく美しくするためにみんなで力をあわせ ます。

- 一. わたしたちは、心もからだも健康な市民になります。
- 一. わたしたちは、お互いにきまりを守る市民になります。
- 一. わたしたちは、こぞって勤勉な市民になります。
- 一. わたしたちは、だれにでも親切な市民になります。
- 一. わたしたちは、すすんで教養を高める市民になります。

(昭和54年9月1日制定)

昭和 52 年 3 月 30 日 規則第 2 号

枕崎市総合開発協議会規則

改正 昭和56年8月28日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、枕崎市附属機関に関する条例(昭和52年条例第2号)第3条の規定に基づき、枕崎市総合開発協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

- 第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中からその都度市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市区選出県議会議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 3 委員は、当該諮問等にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第3条 協議会に会長、副会長各1人を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営その他に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 枕崎市総合開発協議会規則(昭和41年規則第13号)は、廃止する。

附 則 (昭和 56 年 8 月 28 日規則第 27 号)

この規則は,公布の日から施行する。

枕崎市総合開発協議会委員名簿・まちづくり委員会名簿

	所属団体	役職名	氏名		
【枕崎市総合則	枕崎市総合開発協議会委員】				
		鹿児島県議会議員	西村 協		
	枕崎商工会議所	会 頭	大茂 健二郎		
	枕崎市漁業協同組合	専務理事	牧野 政義		
	枕崎水産加工業協同組合	参事	小湊 芳洋		
	JA南さつま枕崎支所	支 所 長	日渡 照市		
	薩摩酒造株式会社	総務部長	鎮守 正憲		
	南薩地域振興局	総務企画部長	堀之内 健郎		
会 長	枕崎高等学校	校長	北之園 千春		
	鹿児島水産高等学校	校長	新屋敷 盛男		
	鹿児島銀行枕崎支店	次 長	片平 浩二		
	南日本銀行枕崎支店	支 店 長	徳尾 英明		
	鹿児島信用金庫枕崎支店	支 店 長	青木 清則		
	鹿児島興業信用組合枕崎支店	支 店 長	永田 義弘		
	南薩ブロック護憲平和フォーラム	代 表	上野稔		
	加世田公共職業安定所	所 長	別府増大		

【まちづくり委員会委員】							
	枕崎市医師会	会	長	鮫島 秀弥			
	枕崎市自治公民館連絡協議会	会	長	茶屋征夫			
	枕崎市PTA連絡協議会	会 長		白澤修一			
	若年世代(子づくり世代)代表			味園 和行			
	枕崎市老人クラブ代表	会 長 会 長		桑原 武夫			
	枕崎市社会福祉協議会			加藤雄教			
	枕崎市建設業組合	組	合 長	長野 義哉			
	まくらざきハーモニーネットワーク委員会	织	長	上釜 いほ			
	枕崎市観光協会	会	長	揚野 卓郎			
	枕崎市文化協会	会	長	新屋敷 幸隆			

昭和 55 年 8 月 7 日 訓令第 6 号

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

改正

平成4年3月31日訓令第7号 平成6年6月29日訓令第7号 平成8年7月9日訓令第8号 平成18年3月31日訓令第7号 平成19年3月31日訓令第1号

枕崎市総合振興計画策定委員会規程

(設置)

第1条 枕崎市の将来の発展目標となる枕崎市総合振興計画の策定(以下「計画策定」という。)に資するため、枕崎市総合振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。

(業務)

- 第2条 委員会は、計画の策定について、次の業務を行う。
 - (1) 計画策定のための企画、調整及び連絡等に関する事項
 - (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織する。
- 2 委員長は、市長をもつて充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもつて充てる。
- 4 委員は、教育長、課長(課長相当職を含む。)及びその他職員の中から市長が任命する。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、前条に規定する業務の審議が終了したときは解任されるものとする。

(職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は,委員長が招集する。

(専門部会及び策定検討会)

- 第6条 委員会の審議を円滑にするため、専門部会及び策定検討会を設けることができる。
 - 2 専門部会員及び策定検討会員は、職員の中から市長が任命する。
- 3 専門部会員及び策定検討会員は、第2条に規定する業務の審議が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則

この訓令は、昭和55年8月12日から施行する。

附 則(平成4年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月29日訓令第7号)

この訓令は、平成6年6月29日から施行する。

附 則(平成8年7月9日訓令第8号)

この訓令は、平成8年7月10日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

用語の解説

数字

6 次産業化(11,46)

「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者(1次産業従事者)がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、自ら連携して加工(2次産業)・流通や販売(3次産業)に取り組む経営の多角化を進めることで、地域の雇用確保や所得の向上を目指すもの。

8020 (ハチマルニマル) 運動 (60)

80 歳になっても自分の歯を 20 本以上残そうという主旨の運動。生涯にわたり自分の歯を 20 本以上保つことで、十分な咀しゃくができるといわれている。生涯を通じて自分の歯で食生活を営むことは、健康づくりの基本である。

アルファベット

GAP (46)

Good Agricultural Practice (農業生産工程管理)の略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等に内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

ICT (17,93,97)

Information and Communication

Technology の略。情報処理や情報通信に関する技術を総合的に差す用語。日本では IT として普及したが、国際的には ICT が広く使われている。

NPO (13,48,68,76,91)

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在 として、市民・民間の支援のもとで社会的な 公益活動を行う組織・団体。

PDCA サイクル (97)

Plan-do-check-action サイクルの略。事業活動を行う上で、計画(Plan)を立てて実行(Check)し、結果を評価(do)後、改善(action)して次の段階へとつなげていく管理業務を円滑に進める手法。

TPP (4)

Trans-Pacific Partnership (環太平洋経済連携協定)の略。日本をはじめとした環太平洋地域の 12 ヶ国による包括的な経済連携協定 (EPA)。関税の撤廃・削減のほか、投資、政府調達、知的財産など幅広い分野で共通ルールが取り決めされたもの。

あ行

アスベスト (25)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。以前はビルの吹き付けや断熱材,保温材などで広く使用されましたが,現在では,原則として製造等が禁止されている。吸い込むと肺線維症(じん肺),悪性中皮腫などの原因になる。

アンテナショップ(42)

新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の 反応を探るアンテナの働きをもつことからい う。

インターンシップ(42)

会社などでの実習訓練期間。体験就業。

延長保育 (67)

保育所で,通常の保育時間を延長して行う保育。女性就労の増加や就労形態の変化に対応するもの。

か行

介護保険事業計画(77)

介護保険法の規定によって,厚生労働大臣が定める基本指針に即して,介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して,市町村が策定する計画。

介護予防ケアマネジメント事業(76)

のモニタリングの一連の流れを支援していく 事業。

学童保育 (67)

両親が共働きであるなど保護者が不在である 学童を, 放課後一定時間保育すること。

家族経営協定(48)

家族全員が、意欲と生きがいをもって農業に 取り組んでいける状況をつくりだすため、農 業経営のやり方や報酬,休日の取り方,経営 移譲計画、生活上の諸項目などについて取り 決めを行うこと。

環境基本計画 (23.24)

環境基本法に基づき、政府全体の環境の保全 に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定 めるもの。

危機管理体制(7.27)

大地震などの自然災害や, 不測の事態に迅 速・的確に対処できるよう,事前に準備して おく体制。

行財政集中改革プラン(97,98)

本市の行財政改革事項について、平成 17 年 度を起点として、平成 21 年度までの集中的 な具体的取組を明示したもの。

ケア会議 (76.77)

要介護になるおそれのある高齢者を対象にし て、ケアにかかわる効果的な施策を調整する会 コミュニティ組織(90,91) 議。

ケアプラン(78)

要支援1.2の認定を受けた方及び特定高齢者 介護保険制度で要介護認定を受けた場合,本人 として選定された方を対象に課題分析,ケアプ の希望や必要性に応じて利用限度額・回数のな ラン作成, 担当者会議の開催, サービス開始後 かでどのようなサービスを組み合わせて受け るかの計画。自分でも作成できるが、依頼すれ ば介護支援専門員が作成する。介護サービス計 画。

公共端末 (37,38)

公共施設に設置してあるコンピュータ等。

後発医薬品(64)

ジェネリック医薬品とも言う。新薬の特許期 間が満了後、厚生労働省の承認を得て製造・ 販売される医薬品のこと。新薬に比べ開発費 が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成 分. 同等の効き目でありながら価格を低く抑 えることができる。

コミュニティ・ビジネス (50)

市民が主体となって地域が抱える課題をビジ ネスの手法により解決し、またコミュニティ の再生を通じてその活動の利益を還元すると いう事業の総称。

コミュニティ活動(90,91)

地域団体活動や地域におけるボランティア活 動のこと。

コミュニティスポーツクラブ(16,85)

スポーツ施設を活用して用意された複数の種 目を、地域住民の誰もが興味・関心に応じて 定期的・継続的に行うことができ、会員が自 主的に運営するクラブ。

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一 定の地域,およびその人々の集団。地域社会。 共同体。

さ行

在宅福祉アドバイザー (77)

ひとり暮らし高齢者に対する声かけ等の安否 確認など、地域ぐるみの見守り体制の取りま とめ役。

自治体クラウド(17)

地方公共団体が情報システムを庁舎内で保 有・管理することに代えて、外部のデータセン ターで保有・管理し, 通信回線を経由して利用 できるようにする取り組み。複数の地方公共団 体のシステムの集約と共同利用を進めること により,経費の削減及び住民サービスの向上等 を図るもの。

周遊型リゾート地域(11)

一箇所に逗留しスポーツや趣味などを楽しむ 滞在型とは異なり、周辺の観光地を探訪するよ セカンド・オピニオン (62) うな保養地域。

循環型社会(6,24)

大量生産・大量消費をやめ、限りある資源を有 効に使い, ごみをリサイクルして環境にできる だけ負担をかけない社会のこと。

小中一貫教育(15,80)

小学校・中学校それぞれの枠組みの中で取り組 んでいる教育内容・教育方法などを義務教育9 年間という大きな枠組みの中で見直し、一人ひ 体験型観光 (56) とりの個に応じた学習の展開と子どもの個 性・能力の伸長を図るための教育。

情報インフラ (28)

情報基盤·施設。

食育(15,43,79,80)

心身の健康の基本となる、食生活に関するさ まざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力, 食べ方,調理法,味覚形成,食べ物の生育に 関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える 等の力をつけることを目指す。

食農教育(11,44,48)

食育と農業教育を一体化して行う取り組み。 食生活や食べ物に関する知識の向上を図ると ともに、体験学習を中核にした農業教育によ り、食生活と密接にかかわる農業の重要性や 役割についての理解を促す。

人材育成基本方針(93,94)

行財政改革の推進や地方分権の進展等に的確 に対応できる高い業務遂行意欲と能力を備え た人材を育成するため、平成16年3月に本市 において策定した基本方針。

スクラップ・アンド・ビルド(94)

行政機構における膨張抑制の方法の一。組織 の新設にあたっては、同等の組織の廃止を条 件とすること。

一人の医師の意見だけで決めてしまわずに, 別の医師の意見も聞いて患者が治療法などを 決めること。

総合行政ネットワーク(37)

地方自治体などが個別に運用するローカル-エリア·ネットワーク(LAN)を相互接続した 広域ネットワーク(WAN)のこと。

た行

自然や農林水産資源を活用し、地域住民との交 流や地域イベントへの参加の中で, 観光客が各 種体験を行うスタイルの観光。

地域子育て支援センター(67)

少子化・核家族化の中, 育児の相談・指導を行 うなど子育てを支援していく拠点。エンゼル-プランにより 1995 年 (平成 7) から事業が 開始された少子化対策の一つで,各地域の保育 所などが指定されている。

地域通貨(50)

互いに助けられ支えあうサービスや行為を,時間や点数,地域やグループ独自の紙券などに置き換え,これを通貨としてサービスやものと交換して循環させるシステム。

地域包括ケアシステム(12,14,75,77)

介護が必要になった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと。

地域包括支援センター (76,77,78)

介護保険法において,介護予防支援,包括的支援事業を,日常生活圏域において,独占的に行う機関。

地産地消(11,42,44,48,80)

地元で生産されたものを地元で消費すること。

中1ギャップ (80)

小学生が新中学1年生になったときに、学校生活や授業のやり方が今までとまったく違うため、新しい環境(学習・生活・人間関係)になじめないことから不登校になったり、いじめが急増したりするなどの現象。

デジタル化 (16,28,87)

物質・システムなどの状態を,離散的な数字・ 文字などの信号によって表現すること。写真や 資料等をパソコンに取り込むこと。

電子自治体(17,37)

地方自治体における申請などの手続きを,インターネット上で可能にするシステム。

電子マネー (50)

デジタルデータ化された貨幣。インターネット上でデータとして流通する形態のものと、IC カードに情報を書き込みクレジットカードのように利用する形態のものがある。

特殊詐欺 (7,30)

代表的なものとして,振り込め詐欺(オレオレ 詐欺,架空請求詐欺,融資保証金詐欺,還付金 等詐欺)を指す。

特別保育事業(67)

通常の保育の他に、延長保育事業、一時保育 事業、障害児保育事業などのように、地域に おける保育需要や社会の変化に対応するため 実施される保育事業。

土地総合行政情報システム(45)

土地の基本的な情報である地図情報システムをデータベースとして,固定資産税(土地等の評価),農業,道路,上下水道等の情報を取り入れ,地図情報を土地関連行政全般にわたり利活用するシステム。

な行

二次医療機関(63)

入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院,専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院。

認定農業者(47)

農業者自らが、経営の一層のステップアップ を図る農業経営の目標を立て、地方自治体が 地域における担い手として認定した農業者。

農業振興地域整備計画(32)

土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について定めたもの。

ノーマライゼーション(13,70)

障害者や高齢者はもちろん、子ども、女性等を 含めたすべての人が、家庭や地域で共に暮ら し、普通の生活を送ることができる社会をつく るという考え方。

は行

バイオマス (24)

再生可能な,生物由来の有機性資源で化石資源 を除いたもの。間伐材や食品廃棄物,下水汚泥, サトウキビやトウモロコシなどの農産物など が挙げられる。

パートナーシップ (90,91)

協力関係。共同。提携。

病院群輪番制(63)

手術・入院を要する重症患者の治療を担う第二 次救急体制のうち,地域において数病院が交代 で休日・夜間に診療する体制。

ファミリー・サポート・センター (67)

育児・介護について、援助を受けたい人(依頼人)と行いたい人(支援人)が会員となり、相互に助け合う制度。仕事と育児・介護を両立できる社会環境をめざす。市区町村への補助事業として、厚生労働省が1994年(平成6)より実施。

ブランド化(10)

商品・サービスなどについて,他と明確に差別化できる個性(イメージ・信頼感・高級感など)を構築し定着させること。

ポケットパーク(50)

街角等の小さな空間を生かして造られた公 園。

ホスピタリティ(58)

訪問者を丁重にもてなすこと。

ま行

マイナンバー (17,37,93,94,95)

国民一人ひとりに番号を割り当て,個人の所得 や年金,納税などの情報を一つの番号にひも付 けて管理する目的で作られた「共通番号制度」 の「個人識別番号」。

メンタルヘルスケア(59,61)

精神衛生上の健康管理。

や行

有収率(21)

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率性を計る指標のひとつ。

ら行

ライフステージ(13,71)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・ 壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族に ついては新婚期・育児期・教育期・子独立期・ 老夫婦期などに分けられる。

ライフサイクルコスト (22)

建物・構造物の費用を,企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・解体・廃棄までのすべての段階のコスト(費用)をまとめて考えたもの。

わ行

ワンストップサービス(17)

市役所の各課がコンピュータネットワークで 情報を共有することにより、1カ所の窓口で 複数(戸籍・住民・税務・健康保険・年金・ その他)の事務手続きができるようにするこ と。



第6次枕崎市総合振興計画

平成28年4月

発行/鹿児島県枕崎市 編集/枕崎市企画調整課